



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	欧州共同体の共通通商政策の政治経済学:1970年～1973年の対日共通通商政策の展開を中心にして
Author(s)	安藤, 研一
Citation	経済學研究, 40(1), 50-78
Issue Date	1990-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31853
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_P50-78.pdf



欧州共同体の共通通商政策の政治経済学

—— 1970年～1973年の対日共通通商政策の展開を中心にして ——

安 藤 研 一

はじめに、問題の所在

近代ヨーロッパの誕生以来、様々な思想と理念に導かれた欧州統合の試みが追求されてきた¹⁾が、シューマン・プランに始まるヨーロッパ共同体、ECが、はじめて欧州の経済統合をある成功に導き、そして政治的統合の可能性をも生み出している。このことは誰も否定しえないところであろう。しかも現在、1985年12月調印、1987年7月発効の単一欧州議定書に基づく“域内市場完成計画”が進行し、世界の注目を集めている。しかしながら一般には、1992年にむかって域内市場を完成させつつあるECの性格を巡っては、“欧州の要塞化”を懸念する声と、それを否定する声が混在している²⁾。この様に、戦後の欧州を特徴付けてきたECの将来に関して議論が別れている時、EC統合の性格を今一度問い直してみることは重要な試みであろう。

ECによる欧州統合の経済的内容は、二つの側面を合わせ持っている。その第一の側面は、域

内における諸商品（財、サービス、生産要素を含む）の自由流通を保証するために関税、数量規制等の貿易障壁を除去することにある。第二の側面は、協調的な共通政策の形成とその適用である。別言すれば、第一の側面は消極的統合として把握され、第二の側面は積極的統合と呼ばれよう。こうした概念区分は、ティンバーゲン（Tinbergen, J.）によってはじめて与えられた³⁾。経済統合理論を体系的な形で最初に構築したバラッサ（Balassa, B.）は統合を定義する場合に前者を強調し、彼の示した統合の発展度の指標も域内における財の自由流通の程度によって示される⁴⁾。他方、経済同盟へと至るには後者が不可欠の要素であると主張したのがピンダー（Pinder, J.）である⁵⁾。1960年代、過渡期のEC

W. D., “1992, International Trade and Japan,” in 日本貿易振興会『1992EC域内市場統合』日本貿易振興会、1989年 Ch. K., 邦訳同書、第11章、がある。また、Colchester, N. “A Survey of Europe's Internal Market,” *The Economist*, July 8, 1989, pp. 31-43. は、EC域内市場の経験が、今後GATT下でサービスを含めた貿易の自由化のひな型となりうるものと予想している。なお、GATTに関する筆者の評価は、本稿75頁を参照されたい。

- 1) 欧州統合の理念は、欧州における国民国家間の対立がもたらした悲劇に対する反省から、国民国家に代わる政治的単位としての欧州の建設を指向するものである。それ故、欧州統合の理念は常にナショナリズムとの緊張関係を持たざるをえないのである。
- 2) “欧州の要塞化”を懸念する声としては、例えば、白川一郎編著『米加自由貿易協定・EC統合をみる—自由貿易と保護主義・地域主義—』東洋経済新報社、1989年 28—29頁や岸上慎太郎、藤原豊司編著『1992年・EC読本』東洋経済新報社、1989年 第8章 高まる「欧州の要塞」の脅威、がある。それに対して“欧州の要塞化”を否定する見解は、主にEC委員会等からだされている。例えば、Clercq,

- 3) Tinbergen, J., *International Economic Integration*, 2nd ed, Amsterdam: Elsevier, 1965. pp. 76-79. (島野卓爾訳『国際経済政策』竹内書店、1966年、124—129頁)。
- 4) Balassa, B., *The Theory of Economic Integration*, London: George Allen & Unwin LTD, 1962. p. 2. (中島正信訳『経済統合の理論』ダイヤモンド社、1963年、4—5頁)。
- 5) Pinder, J., “Positive Integration and Negative Integration: Some Problems of Economic Union in the EEC,” *The World Today*, March, 1968, pp. 88—110.

の具体的な成果である関税同盟は前者を主たる内容とするものであり、共通農業政策(Common Agricultural Policy, CAP) や、関税と貿易に関する一般協定、GATT の貿易自由化交渉(ケネディ・ラウンド)において EC が共同で交渉に臨んだことは後者にあたる。

この統合の二つの側面なり形態のうち、消極的統合が政治経済学的に意味するところは明らかであり、市場機構を通じての資源の最適配分を図るということにある。それに対して共通政策の形成、適用である積極的統合は、それ自身また二つの極から構成されている。市場機構が十全に作用するための条件を統合体レベルで保証するものが、第一の極である。具体的には、競争政策や自由化を目指しての通商政策等を考えればよい。その対極にあるものとして、市場機構に制限を課し、市場の外から資源の再配分や所得の再配分を図るものが考えられる。価格支持を基本とする CAP はその典型であり、通商政策が域外に対して自由化でなく規制的に図られる場合もこの極に位置する。

EC の発展を評価し、その将来を考えるためには、消極的統合と積極的統合がいかに進展してきたのか、後者の具体的内容は市場に対していかなる関係を持つものであったのか、さらに、二つの統合形態の関係は補完的であったのか、それとも競合的であったのか、ということが問われねばならない。そして、これらの問題提起に対しては、具体的な実証研究によって答えられねばならないのである。本稿の課題は、EC の対外経済政策の一つをなす共通通商政策(Common Commercial Policy, CCP) の検討を通じてこうした問いに一定の解答を与えようというものである。CCP は、関税同盟を基礎にする EC 型の経済統合の中心的かつ基礎的要素をなすばかりでなく、二つの統合形態、積極的統合の二つの極の錯綜と絡み合いの内に展開しているからである⁶⁾。

戦後世界経済の動態という視点から EC を眺めるなら、それが欧州独自の理念に基づいて構

想され、現実化してきたことは明らかである。産業上の強国たるアメリカの(そして後には日本の)利害を代表する“自由・無差別・多角主義”の理念とは異なる利害(欧州の平和、国際関係におけるその地位の向上、欧州経済の復興、発展)を体现する“地域主義”の理念がそれである⁷⁾。そして、EC の基礎である関税同盟そのものが、“自由・無差別・多角主義”との間に緊張関係をもつことは否定しえない。自由貿易の次善の策としての関税同盟を許容するための例外規定が GATT 24 条に定められているとしても、“自由主義”と“地域主義”の対立を根本的に解決するものではないであろう。さらに、EC が関税同盟、即ち域内の貿易自由化と対外共通関税確立に止まることなく、CCP を策定することになった際、“自由・無差別・多角主義”と“地域主義”の緊張関係はより明確になっていった。1960 年代 GATT ケネディ・ラウンドにおいて、

6) 「域内面と域外面での統一は同じ一つのコインの両面である。そのことは欧州共同体によって創設された広範な経済政策にもあてはまる。それは共通の対外経済政策を抜きにしては、意味の無い、危険にさらされたものでしかない。Hallstein, W., *Die Europäische Gemeinschaft*, Düsseldorf・Wien: EconVerlag, 1973. S. 241.

7) スミス(Smith, A.) 以後のイギリス、アメリカの経済学の伝統において、経済領域の問題は積極的には論じられてこなかった。しかし、ある一定の広がりをもつ領域のことを考慮することなく、欧州統合の分析を進めることは大きな問題であろう。そうしたイギリス、アメリカの経済学の伝統に対する批判としては、A. マルシャル/赤羽裕、水上萬里夫訳『統合ヨーロッパへの道—EEC の政治経済学』岩波書店、1979 年、第一部 諸学説、を参照されたい。なお、Machlup, F., *A History of Thought on Economic Integration*, Part I “The Term, Its History, and Its Meaning,” London: Macmillan, 1977 は、“統合”という用語は、“諸商品の自由流通”の別称として経済学において用いられるようになった、と主張し、領域の広がりや相違は、単に national, regional, global という形容詞により区別すれば足りるものであるとしている。しかし、地域統合はその出発点からして、国民国家とも、世界的自由貿易とも緊張関係を内包するものであり、単なる形容詞の相違ですまされるものではない。前掲、註 1) も参照されたい。

EC は CCP をもって交渉に臨んだが、それは主に自由化の内容と程度にかかわるものにすぎなかった。しかし、その後 CCP は、GATT の改革を求めるものとなる。この GATT の改革を求める EC の CCP は、自由貿易の追求とは異なるものであり、しばしば言われるところの管理貿易の実現を求めるものであった。そして、その主内容が GATT 19条、セーフ・ガード条項の改正であることは、誰しもが知るところであろう。

CCP の中心的な課題としての選択的セーフ・ガードは、GATT の場では東京ラウンドから主張されるようになるが、それが CCP の課題の一つとして浮かび上がって来たのは、ケネディ・ラウンドの後、EC と日本との間でなされた共通通商協定締結のための双務的交渉においてであった。そして、EC が GATT 改革の中心に選択的セーフ・ガード条項の実現を置いたのも、他ならぬ対日関係によって規定されていたのである。その後、EC 統合は CCP に限らず、日本との経済関係によって強く規定されるにいたる。1992年の域内市場の完成をめざす単一欧州議定書の成立の大きな契機が EC—日本関係にあることは、EC 委員会も、また EC を観察してきた多くの研究者も認めるところであろう。そこで本論では、CCP を通じて欧州統合を把握するにあたって、選択的セーフ・ガードが浮かび上がった論理を分析し、ついで EC—日本通商交渉を実証的に研究することにする。

なお、今までの EC—日本関係の研究は、EC—日本貿易不均衡の経済的意味の分析⁸⁾、貿易摩擦の政治学的研究⁹⁾、欧州政治協力の進展との関係においてこれを評価するもの¹⁰⁾、そして EC、

日本の相互の誤解とそれに基づく摩擦の社会的分析¹¹⁾、を中心としてきた。つまり、EC—日本通商関係の研究は EC 統合との関係において考察されることはなかったのである。その意味で、1970年から1973年に行われた EC—日本共通通商協定締結交渉を、CCP（それは二つの側面を持つ積極的統合の一つである）の出発点として再考することは、他面では EC—日本通商関係の研究にも新たな面をひらきうることになる。

1 過渡期終了後の EC 統合路線 と共通通商政策

“欧州統合の父”と呼ばれる J. モネ (Monnet, J.) は、「明日への政治的統合は、その日その日の工業、農業そして行政の実績をふまえた経済的効果に依存すべきものである」¹²⁾ と考えた。1958年に発足した欧州経済共同体、EEC（並びに、欧州原子力共同体、Euratom）の法的基盤であるローマ条約¹³⁾は、1969年末までの12年間の過渡期を設定し、この間に関税同盟を形成するように定めた。そして EC は、紆余曲折を経ながらも過渡期終了一年半前の1968年7月に関税同盟を完成させ、共通農業政策 (CAP) を創出した。それによって EC 各国間の経済は密接な相互依存関係を形成した。例えば、貿易の域内依存度 (EC の総輸出入に占める対域内輸出入比率) は、1958年に輸出面で 30.2%、輸入面で 29.7% であったものが、1970年には各々 48.9%、48.4% へと伸長した。勿論、貿易の域内依存度は域内における資源賦存状態、各国の産業構造、経済

11) E. ウィルキンソン／徳岡孝夫訳『誤解 増補改訂版』中央公論社、1982年。

12) J. モネ／黒木壽時訳『EC メモワール』共同通信社、1985年 135頁。モネに代表されるような、経済面での統合が溢れ出て (spill over)、自動的に政治面での統合へと導くという考えは、新機能主義と呼ばれる。しかし、新機能主義の考えは現実の EC 統合過程において否定された。

13) 1967年7月、欧州石炭鉄鋼共同体・ECSC、EEC、Euratom の三共同体執行機関統合条約が発効し、欧州共同体、EC の総称が使用されるようになり、単一の EC 委員会、理事会が発足した。

8) Hanabusa, M., *Trade Problems between Japan and Western Europe*, New York: Praeger, 1979.

9) Rothacher, A., *Economic Diplomacy between the European Community and Japan 1959-1981*, England: Gower, 1983.

10) Korte, K. R., *Nippons neue Vasallen ? ; Die Japanpolitik der Europäischen Gemeinschaft*, Bonn: Europa Union Verlag, 1984.

の発展度、経済的・地理的な近接性等の要因に依存するものであり、その高さを統合の経済的基礎の一般的な尺度とすることには、限界があると言える¹⁴⁾。しかしそれでも、貿易の域内依存度の上昇によって EC 各国間の相互依存関係が高まったこと自体を指摘することは可能である。さらに、過渡期（1958年—1970年）の域内貿易は、年平均 16.6%という高い伸び率を示した。これは、対域外貿易の伸び率 9.0%を上回るだけでなく、EC 6 カ国合計の国民総生産の年平均増加率（1961年—1971年）5.1%をはるかに上回るものであった。経済成長と貿易の伸びとの因果関係は、必ずしも明確ではないが、その両者の間に相関関係が存在することは明らかであろう¹⁵⁾。

しかし、モネの考えに反して、経済的な結びつきは必ずしも EC の政治的な強化へとつながらず、過渡期の EC ではむしろ“祖国から成るヨーロッパ”という性格が前面に現れることとなった。1965年、EEC 委員会は農産物価格交渉の解決、EEC 共同財源の確立、欧州議会の予算権限の強化、以上三点の一括決定を提案し、さらに、閣僚理事会における特定多数決制の導入を図った。EEC の超国家的性格を嫌うド・ゴール（de Gaulle, C.）のフランスは、閣僚理事会を欠席するという態度にでた。そのため EEC は機能不全に陥ることとなった。いわゆる“1965年危機”である。“危機”の最終的な解決は、1966年1月“ルクセンブルグの妥協”という形で果された。即ち、閣僚理事会における全会一致が

EEC の意志決定にとって必要とされることとなったのである。こうして、EC の機構強化は停滞ないしは後退したのである¹⁶⁾。過渡期の EC は、基本的には消極的統合を中心に進められた。さらに、過渡期には統合欧州の領域の拡大を意味する、第三国、特にイギリスの加盟問題も何らの進展を見ることはなかった。1961年8月、1967年5月の二回にわたるイギリスの EEC 加盟申請もフランスの反対によってしりぞけられた。ド・ゴールのフランスにとって、イギリスの加盟は EEC 内部に多様性を持ち込み、さらに、アメリカの EEC に対する影響力の増大を意味するものと考えられたからである。換言するなら、過渡期における EC 統合は、フランスの考える小欧州内部の 6 カ国の類似性を前提として進められたのである。

過渡期における EC が、新たな政治的、経済的構造を生み出したことは明確であったが、同時に過渡期の EC 統合に固有の問題を提示することとなった。まず第一に、CAP の形成は同時に過剰農産物（小麦、砂糖、バター等）問題を生み出した。第二に、関税同盟も厳しい経済状況にさらされた下で発足した。1968年“5月危機”により経済の停滞、国際収支危機に直面したフランス政府は、6月に物価統制、輸出補助、輸入数量割り当て等によってこれに対処した。このフランスの措置により、域内における財の自由流通が妨げられたままで関税同盟は発足したのである。第三に、EC 内におけるフランスと西ドイツの経済的、政治的地位の相対的变化がある。1968年11月のフランスと西ドイツの間の平価変更を巡る対立、1969年8月のフランス・フラン切り下げと10月の西ドイツ・マルクの切り上げは、EC 内の変化を象徴するものであった。最後に、フランス、西ドイツの平価変更の結果として、過渡期に作り上げられた共通農業市場が、国境調整金（Monetary Compensatory Amounts, MCAs）によって分断されることとな

14) 統合の経済的基礎、並びにその尺度は、統合の政治経済学が今後研究すべき課題である。

15) EC 関税同盟に関する多くの実証研究は、過渡期の EC 域内貿易において、“貿易創出効果”が“貿易転換効果”を凌駕していたことを示している。その点からも、関税同盟の結成が貿易を通じて EC 経済の発展に寄与したと言える。なお、Davenport, M., “The Economic Impact of the EEC”, in Boltho, A. ed, *The European Economy, Growth & Crisis*, Oxford: Oxford University Press, 1982, Ch. 8 は EC 域内貿易における“貿易創出効果”と“貿易転換効果”の実証研究の概説を行っている。

16) J=C. I. マスクレ／藤木登訳『ヨーロッパの政治統合』白水社、1981年、92-99頁。

った。世界経済そのものの安定的な成長を背景として、過渡期の EC 統合が貿易を通じて、EC 経済の成長に寄与したとは言え、統合の利益は部門毎に異なり、かつその利益も加盟各国に均等に配分されたわけではなかった。上記の諸問題は、そのことを具体的な形で示すものであった。それ故、これらの諸問題を解決するために、新たな、包括的な対応が求められることとなった。

他方、1969年には欧州の政治環境も大きく変化することになる。フランスでは6月に、ド・ゴールの退陣後より現実主義的なポンピドゥー (Pompidou, G. I. R.) が大統領に就任した。西ドイツにおいては10月、ブランド (Brandt, W.) が首相となり、東方政策を推し進めることになる¹⁷⁾が、彼は同時に統合主義者でもあった¹⁸⁾。こうした経済、政治面での変化の中、オランダのハーグにおいて EC 首脳会議が開かれることになった。それは、「共同体はまさに獲得された進歩ゆえに今日その歴史の曲り角に到着したという見解」(ハーグ・コミュニケ第3項)と、「共同体にその意義と影響力を存分に発揮させるという政治的目的への信念」(同第4項)によるものであった。

1969年12月1・2日、オランダのハーグに EC 6カ国の首脳が集まり、過渡期終了後の EC の進路について協議した。この首脳会議の共同コミュニケに示された新たな EC 統合路線は、EC の「完成、拡大、深化」を目指すというものであった¹⁹⁾。

「完成」とは、共通農業政策の融資規則を最終的に確定し、EC 独自財源の確立、欧州議会の権限強化を行うことである。「拡大」とは、文字通りイギリス等 EC への参加希望国と加盟に関して交渉を開始することを意味する。「深化」とは、「安定と成長の共同体」へ導くための経済通貨同盟を形成することであり、欧州準備基金設立の可能性を検討することをその内容としている。これらの目標は、70年代の EC 統合が過渡期のそれとは全く異なることを示していた。ハーグの理念は、EC が関税同盟、共通農業政策、小欧州主義に止まる事なく、EC の財政権限の強化(完成)、大欧州主義への転換(拡大)、国家主権の一層の委譲(深化)を行うことを意味しており、EC 統合を消極的統合に止まることなく、積極的統合面でもさらに推進するよう求めているのである。過渡期の進展は、政治的には連合主義への傾斜を強めながら、経済的には域内市場の自由化による「内包的発展」によってもたらされたものであった。過渡期統合の成果と限界が新たな EC 統合路線を求めたことへの回答が、ハーグの理念であった。ハーグの理念、「完成・拡大・深化」は、市場の「外延的発展」²⁰⁾に依拠しながら、同時に各国間の協調と EC の機構を強化し、「安定と成長」(各国毎にその意図する内容、程度は異なっていたが)を目指す、積極的統合であった。

しかしながら、「完成、拡大、深化」という方

方”(European Political Co-operation, EPC)の起点となる。

- 17) 過渡期終了直前の EC 各国における政治環境の変化については、Morgan, R., *West European Politics since 1945*, Ch. 19 “Europe Enters the Seventies,” London: B. T. Batsford, 1972. を参照されたい。
- 18) 西ドイツ社会民主党が、シューマン・プランを巡りキリスト教民主同盟・社会同盟に反対していた時、ブランドはあえてこのシューマン・プランに対して賛成を示した。モネ、前掲書、85-86頁。
- 19) *Bulletin of the European Community*, 1-1970, (以下、EC-Bull. 1-70 と略記する) pp. 11-16. なお同コミュニケは、外交政策面での協力を推進することもうたっており、これが後の“欧州政治協

- 20) 統合市場を基礎とした経済成長は、既存の域内分業関係を再編成し、高度化させながらなされる方向と、残余世界から新たに第三者がその分業関係に加わることによってなされる方向の二つが考えられる。ここでは、前者を「内包的発展」、後者を「外延的発展」と呼ぶことにする。現実には両者が結合して進むであろうが、小欧州主義が前者の方向性をもつものに対し、「拡大」は後者の方向性を指向するものである。そして、前者が域内の軋轢を高める傾向をもつものに対し、後者は「拡大」以前の内部の軋轢を緩和する傾向にあると言える。さらに、そうした成長は安定的であるか否か、という問題も検討すべき課題である。

策は、過渡期の EC の発展が生み出した固有の問題を根本的に解決しうるものであったのだろうか。過剰農産物問題の基底には、CAP によって行われる農業面での管理の在り方、即ち価格面だけの管理を追求し、生産量の管理に手をつけないという問題がある²¹⁾。国際通貨面での不安定性は、EC 域内では、特に仏独の不均衡発展を示すものである²²⁾と同時に、アメリカ経済の相対的後退、欧州、日本経済の台頭を明示するものであった²³⁾。さらに国際通貨面での不安定は、EC 内の農工分業の不均衡発展に内在する問題を、MACs による域内農業市場の分断という形で示した²⁴⁾。このような諸事情はハーグの理念が、かならずしも調和的でないことを表していると言える。以下でその点にふれておこう。

「完成」の内容は、まさしく CAP の「完成」そのものであった。農業融資規則を決定し、その財政的基盤を確立するための固有財源を導入し、EC 財政の民主的施行のための欧州議会の予算監督権限の強化と直接選挙の実現を目指すことが、「完成」であった。これらは、CAP の最大の受益国のフランスの主張を具体化したものであった。1968年通貨危機に際して西ドイツがマルク切り上げを拒否したことに象徴される EC 内での政治的力関係の変化の中で、フランスは自己の利害に最もかかわる CAP の後退を防ぎ、さらにそれを固定化することを必要とした。それは勿論、統合の進展によって国家主権が制限される、というド・ゴールが拒否した政治的コス

トをフランスも負担することとなる一面をもっているが、EC におけるフランスの利害を保証するためのものでもあった。

4カ国（イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェー；しかしノルウェーは最終的には加盟しなかった）、特にイギリスの加盟問題は、60年代からの懸案事項であった。フランスを除く EC 5カ国が、すでに60年代から EC の拡大を望んでいたことから、フランスの態度の軟化、現実主義的なポンピドゥーの登場が「拡大」を可能にした²⁵⁾。それは EC 内における新たな勢力関係を生み出し、世界政治・世界経済において EC がより大きな単位として登場することを意味すると同時に、「共同市場」を“外延的に発展”させるものでもあった。特に、農産物輸入国であるイギリスの加盟は、過剰農産物問題を量的に解決すると考えられた。また、過渡期に見られた加盟申請国と EC との貿易依存度の上昇²⁶⁾は、そうした方向性についての客観的な基盤を示していた。過渡期における“内包的発展”は、平価調整の必要性によって明示されたように、西ドイツの高度成長とフランス経済の相対的立ち遅れという不均衡発展を促した。このフランスと西ドイツの不均衡発展は域内分業関係の再編成を迫るものであったが、「拡大」はそうした圧力を緩和するものであった。こうしたことを考えるならば、「拡大」は、一面では「完成」と補完性をもっていたが、他面では同時に、ド・ゴールの懸念した多様性を EC 内部にもたらすものであり、統合に遠心力を与え、「完成」と緊張関係をもつ、二面的性格のものでもあった。

経済通貨同盟計画に代表される「深化」は、ハーグ理念の中でも特に注目を集めたものであ

21) Britan, S., "Some Common Market Heresies," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 8, No. 4, 1969-70, pp. 291-304.

22) 「欧州共同体70年代の課題」『外務省調査月報』第11巻第1号（1970年1月）1-23頁。

23) Van der Wee, H., *Prosperity and Upheaval: The World Economy 1945-1980*, Ch. 11 "The Gold-Dollar Standard as World System, 1944-71" Great Britain: Pelican Books, 1987.

24) Hendriks, G., "Germany and the CAP: national interests and the European Community," *International Affairs*, Vol. 65, No. 1, 1988/89, Winter. pp. 75-87.

25) Nicholson, F., R. East, *From the Six to the Twelve: The Enlargement of the European Communities*, Ch. 2 "Second UK Application," Essex: Longman, 1987. は、イギリスの1966年11月の第2回 EC 加盟申請から、1973年1月の正式加盟に至るまでの経緯を詳細に紹介している。

26) 『英国と欧州共同体（英国政府白書）』（日経調査料、71-7）15頁。

りながら、「期待どおりに行われえなかった」²⁷⁾ものである。ECは、各国の協調により、特に通貨面での安定を図ろうとしたが、それは内在的に多くの問題点を含んでいた。第一に、“安定”の内容、程度が各国毎に異なっていた。物価に重点を置く西ドイツと雇用に重きを置くフランスの優先順位の違いは、ハーグ首脳会談直後にすでに指摘されていた²⁸⁾。第二に、“安定”を達成するための方法についても考え方が分かれていた。いわゆる“エコノミスト”と“マネタリスト”の対立はその点を明確にしている。シラー・プランに代表される西ドイツの考え方は、“エコノミスト”と呼ばれ、まず第一に経済・通貨政策面での協調を主張し、その次に為替相場の変動幅の縮小を求め、そして、最終的には経済・通貨主権をECに委譲するよう主張した。他方、フランスの立場を反映したルクセンブルグ・プランは“マネタリスト”の主張をよく表している。それは、まず為替相場の変動幅の縮小を求める一方で、各国の経済政策の自由度を出来る限り維持しようとするものであり、経済・通貨主権のECへの委譲は問題外であった。見られるように、“安定”の達成方法、主権の委譲という重要な問題について加盟国相互は対立していた²⁹⁾。それ故に、ECの通貨統合計画であるウェルナー報告は妥協的な性格を帯びざるをえないものとなり、問題先送りのものとして提案されたのである³⁰⁾。さらに、為替相場の不安定は欧州のみの問題というわけではなく、60年代後半

の世界経済に固有の問題として現れて来ており、その意味では“安定”の追求もまた、世界的な課題なのであった。「深化」という方向性は、それ自身の中に問題を抱えていたが故に、その進展は紆余曲折を経ながら進まざるをえなかったのである。

さらに、「拡大」と「深化」という方向性は、必ずしも整合的であるとは言えない関係にあった。「深化」を追求する場合に、加盟各国の協調が必要である以上、各国間の経済構造、政策課題、政策理念、政策内容が類似的であるほど協調は容易となり、逆にそうした要因の差異が大きければ協調は困難となる。また、協調の困難性は、一般に加盟国の数に比例するといえる。その意味で、「拡大」と「深化」の間には一種の緊張関係が存在するといえよう。そして、「完成」の内容が、その両者の緊張関係を緩和しうるのでないことは明らかである。

ハーグ首脳会議で提示された「完成」、「拡大」、「深化」という新たなEC統合路線は、積極的統合を進めるものであり、その内容は、ECの機構強化を図り、より広い市場を基礎に、安定と成長を追求するものであった。しかし、個々の目標は内在的な矛盾を抱え、しかも相互に整合性を欠く羅列的なものでしかなかった。そのことは、過渡期EC統合の利益の性質並びにその不均等な配分が、予定調和的、安定的な発展をもたらすものでないことに起因している。過渡期統合のもたらした不均衡と不安定が多面的な性質のものであったため、それらの問題に対応して出された是正策である積極的統合の内容も、当然多岐に渡る妥協的性格のものとならざるを得なかった。

こうした新たな統合路線を背景としたECが残余世界との関係を再編成する場合の積極的統合は、まず第一に通商面からなされる傾向を有する。そのことは、ECがまず関税同盟を基礎としていることから導かれる当然の帰結である。ハーグ首脳会議で示されたEC統合路線の転換を背景としたEC委員会は、まずCCPの策定へと

27) パリ首脳会談 (1974年12月9・10日) コミュニケ (EC-Bull. 12-74. pp. 7-12.) 第14項。

28) Britan, *op. cit.*, pp. 298-299.

29) ハーグ以後の通貨面でのEC統合の試みに関しては、田中素香『欧州統合』有斐閣、1982年、第1部 通貨統合、島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社、1987年、第2章 スネークの登場と挫折、が詳しい。あわせて参照されたい。

30) Wallace, W., "The Administrative Implications of Economic and Monetary Union within the European Community," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 12, No. 4, 1973-74, pp. 410-445.

向かうことになった。CCP の策定を単にローマ条約の条文 (113条) に沿ったもの³¹⁾と見る考えがあるが、それはいささか皮相的な見解と言わざるをえない。EC はローマ条約を基本としながらも、必ずしもその規定通りに発展してきたわけではない。例えば、理事会における多数決制を想起されたい。ローマ条約148条は特定多数決による理事会の意志決定を定めており、これは1966年以降一般化するものと考えられていた³²⁾。しかし、先に述べた“1965年危機”とその解決としての“ルクセンブルグの妥協”は、逆に理事会における全会一致を一般化した。又、逆にローマ条約に規定のない制度を創出し、既成事実化することによって、統合を進めてきたという側面が EC にあることも、EC 統合の見逃せない特徴である³³⁾。

CCP は、農産物貿易、第三国との貿易関係の形成、開発問題、競争政策、産業政策、さらには外交政策 (欧州政治協力) 等といった多様な問題を扱い³⁴⁾、EC が対外関係に対処する際の根幹となるものである。EC は、1970年を前後して、共通輸入規則、数量割り当て管理規則、共産圏諸国に対する共通輸入規則、ダンピング規則、加盟国と第三国との通商協定の漸進的標準化と共同体ベースでの交渉等³⁵⁾を策定し、CCP の内容を豊富化した。さらに、旧植民地諸国との連

合関係の追求、「拡大」に伴う残存 EETA 諸国との関係の再編、対地中海諸国関係の再編、といった問題も条約上の規定は異なりながらも、第三国との関係の再編成として重要な意味をもつものであった。これらのうち、第三国との通商協定の標準化と共同体ベースでの交渉は、加盟国の通商権限を EC に委譲するものであり、過渡期の CCP が主に共通関税の設定にあったことと比較して、通商政策面での消極的統合から積極的統合への転換点と位置付けられる。通商政策面での積極的統合は、EC の機構強化³⁶⁾を意味するものであるが、具体的には1969年末から進められた日本をはじめとする10カ国との共通通商交渉がそれにあたる。

CCP はハーグの理念を背景として発展することになるが、単に自由貿易的側面のみならず、管理貿易的側面を示すものでもあった。何故なら、CCP の展開が新たな EC 統合路線の延長上にある以上、その内容も「完成、拡大、深化」という域内面での積極的統合の追求に規定されざるをえないからである。ハーグで示された目標は、過渡期の統合に規定されて多様な内容を有し、内的緊張を孕むものであり、遠心的、妥協的な性格を持っていた。それ故、内部での積極的統合を進めるには、域内の遠心力を加速化するような域外からの不安定要因を出来る限り除去しなければならない。さらに、対外関係面での積極的統合である CCP の確立を追求する EC 委員会にとって、加盟国の合意を得るには、最も脆弱なところからの要求に答える必要があった。ここに、CCP が第三者に対して管理的側面を持つ契機が見いだされる。

31) Rothacher, *op. cit.*, pp. 146-148.

32) マスクレ, 前掲書, 92-94頁。

33) ローマ条約の外で作られ、発展してきた機構としては、例えば欧州理事会、EMS 等が、その代表例として挙げられる。さらに、ローマ条約の外に作られた EC の諸機構が、当初の設立者の意図とは異なる性格を持つようになり、そのことによって積極的統合が進展することも、EC 統合の一つの大きな特徴と言える。この点については別の機会に論ずることとする。

34) Pelkmans, J., *Market Integration in the European Community*, Ch. 8 “Common Commercial Policy,” Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1984.

35) これらの諸規則の内容に関しては、柴田幹夫『欧州共同体の経済政策』通商産業調査会、1976年、531-555頁が詳しい。

36) さらに、CCP の内容に域外国との産業協力も加えようという企図が、EC 委員会、欧州議会に存在していた。Deniau, J. F., “The elements of a modern commercial policy”, *EC-Bull.* 7-69, pp. 19-24., Kriedemann, “Report on the problems of the common commercial policy after the end of the transitional period of the EEC Treaty,” *European Parliament Working Documents*, 1970-71, 12 May 1970, Document 32.

過渡期の統合の結果、経済的さらには政治的に不安定となったECを安定化させるために積極的統合を進めるという新たな統合路線は、さらに世界経済が変化するなかで、安定追求を一層前面に押し立てることになった。1960年代、世界経済は黄金期を迎えたが、それは同時に、世界経済の構造的変化を生み出しており、60年代末から70年代初頭にかけて国際通貨不安と保護主義の台頭が、この構造変化から生じた。アメリカの相対的な地位の低下、それに対応する欧州と日本の台頭は、いわゆるボックス・アメリカナの経済的基礎を揺るがし、IMF-GATT体制の修正を迫ったのである。それはまた、戦後世界経済体制を支えてきたアメリカが、体制維持のコストを負担できなくなったことを意味した。それを最も時確な形で現わしたものが、1971年8月15日のニクソン・ショックであり、これを境にして、IMF-GATTに代わる新たな世界経済体制が模索されることになった。つまり、世界経済の不安定化という客観的条件の変化のなかで、内的緊張を孕む積極的統合が図られねばならなかった。そして、域外からの不安定要因に対してECが域内の安定を追求する場合、必然的に残余世界との関係を管理する必要が生じたのである。

ハーグ理念の内的緊張は、CCPに管理貿易的色彩を求めることとなり、さらに世界経済の不安定化がそのことを促した。その意味で、CCPの分析は、ハーグで方向づけられた積極的統合の内的緊張と、世界経済の不安定化がそれに及ぼした影響を示しうるであろう。具体的には選択的セーフ・ガードの追求という形をとって、CCPの管理貿易的性格は示されることとなったが、それは対日CCPの展開のなかから導き出されたものであった。それ故、対日CCPの分析が、EC統合の性格を見極めるうえで意味をもつのである。そこで次に、日本との交渉に際して、EC委員会の方針はいかなるものであり、交渉の過程でどのように変化したのかを、具体的に見ていこう。

II 共通通商協定交渉におけるEC、日本の基本方針

II-1 ECの基本方針

1969年末をもって過渡期を終了したECは、ローマ条約113条並びに1969年12月16日の理事会決定に基づいて、一連の通商交渉を開始した³⁷⁾。通商協定の締結を目指した域外10カ国との通商交渉は、交渉相手国毎にその内容を異にしていた。トルコ、マルタとは連合関係の形成を目指すものであった。イスラエル、スペイン、レバノン、オーストリア、アラブ連合とは特惠関係を確立する協定締結を目指した。日本、アルゼンチンとは非特惠協定の締結のための予備折衝を行うことになった。そして、これら10カ国との交渉の中でも最大の経済大国が日本であった。社会主義国であるユーゴスラビアを除く他の8カ国のGDPの合計は約900億ドル(1969年)であったのに対し、日本のそれは約1700億ドル(同)であった。つまり、一連の交渉のうちで日本との交渉は経済的に最も大きな意味を持っていたのである。

これに先立ってEC委員会が対日CCPの確立を目指したことはあった。すでに1961年12月レイ(Rey, J.) EC委員が来日し、1963年から64年にかけて対日共通通商政策の策定が図られた。しかし、こうした努力は実を結ぶことなく過渡期が経過した³⁸⁾。そのためにこの間のEC-日本通商関係は、EC各国と日本の個別の関係を基本に発展した。が、その間EC全体と日本の貿易は拡大均衡を達成していた。日本との予備折衝に先立って、EC委員会、欧州議会は、モザイク的な通商協定の集まりとEC全体で見た貿易の拡大均衡の達成をもって、1960年代のEC-日本関

37) *Financial Times*, 14, January, 1970.

38) Rothacher, *op. cit.*, Ch. 4 "Euro-Japanese relations 1950-68: the prelude to the common commercial policy and the gradual emancipation of Japan."

表1 1969年末のEC各国と日本の通商関係

	通商協定	セーフ・ガード	対日輸入制限品目数; 主な制限品目
西ドイツ	有り	無し	23; 繊維品, 陶磁器等,
フランス	有り	有り	42; 繊維品, 陶磁器, ラジオ, テレビ等,
イタリア	無し	無し	45; 繊維品, 陶磁器, 自動車, オートバイ等,
ベネルックス	有り	有り	27; 繊維品, 洋食器等,

(出所)『通商白書』各論, 1970年

図-1 日本-EC貿易

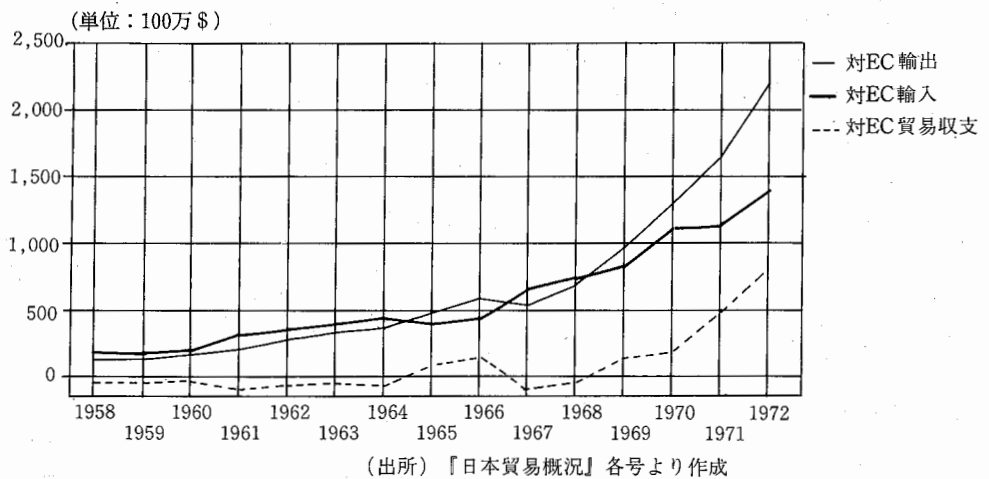


図-2 日本とEC各国との貿易収支

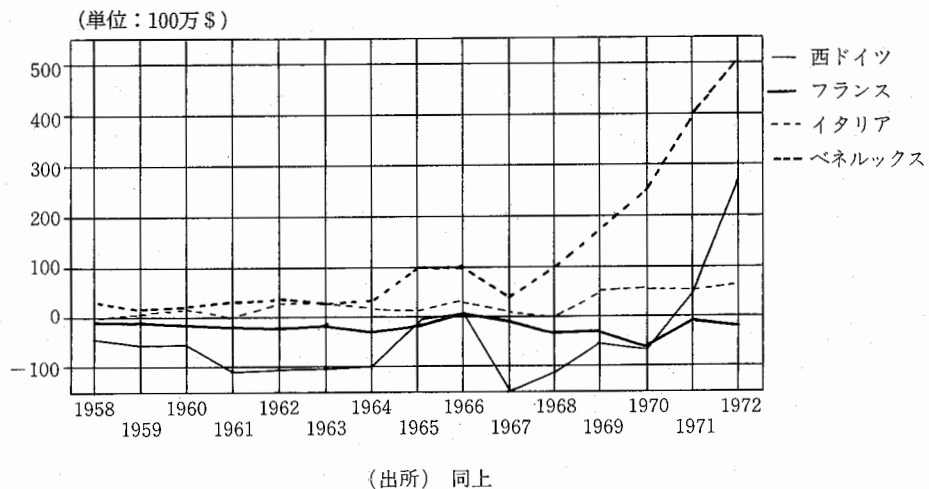
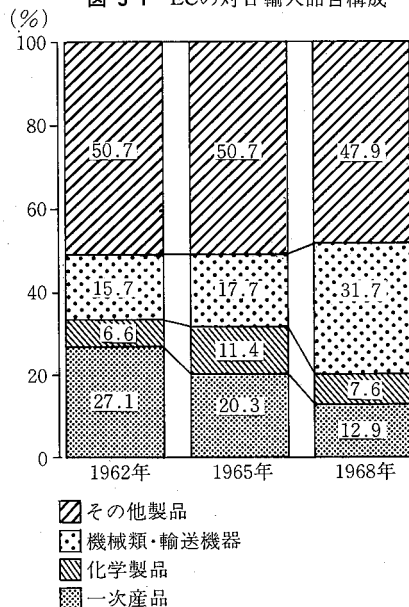
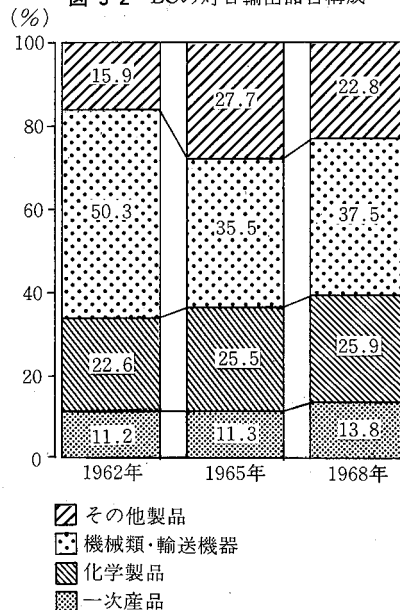


図-3-1 ECの対日輸入品目構成



(出所) UN Commodity Trade Statistics, Series D,
各号より作成

図-3-2 ECの対日輸出品目構成



(出所) Ibid.

係を特徴付けていた³⁹⁾。

モザイク的な通商関係は、ECを構成する各国と日本との間の通商協定の有無や貿易管理の方法の多様性に集中的に表現されていた(表-1)。各国の対日輸入制限品目中西ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクスの4ないし3関税領域(関税同盟を結成していたベネルクスは1関税領域と見なされる)に共通のものは、繊維製品類、食品類等の軽工業製品を主としていた⁴⁰⁾。

このように1960年代には、ECと日本との間には、自由貿易的な西ドイツから保護主義的なフランスまでモザイク的通商関係が構築されてきたが、ECの対日貿易は、EC全体として見るならば拡大均衡を維持してきた(図-1)。その結

果、ECの域外からの総輸出、総輸入に占める日本の割合も、各々1958年の0.88%、0.68%から、1968年には1.9%、1.8%となった。しかし、各国毎の状況を見るなら、そこにもかなりのばらつきがあった(図-2)。さらに、貿易品目構成の面から見ると、非対称的な発展が認められた(図-3-1, 2)。すなわち、ECの日本からの主要な輸入品目が一次産品、軽工業品から重化学工業製品に変化したのに対し、対日輸出品目では重化学工業部門で大きな変化はなく、むしろ周辺的な製品の伸びが目についたのである⁴¹⁾。そして、貿易品目構成面での変化は1960年代にECと日本の比較優位構造が変化したことを示している。

こうした客観的条件の変化、前章で詳述したEC統合路線の変化を背景としてECの対日共通通商協定交渉が始められることとなった。この交渉は、1)各国毎の通商協定をECベースのそれに一元化する、2)相互に貿易自由化を進めるこ

39) "Japan—economic power and partner for the Common Market," *EC-Bull.* 12-69. pp. 17-20., Baas, M., "Bericht über die Handelsbeziehungen zwischen den sechs EWG-Ländern und Japan," *Europäisches Parlament Sitzungs-dokumente*, 1969-70, 2 Februar 1970, Dokument 212.

40) Baas, *op. cit.*, S. 13-17.

41) Ebd.

とによって、この拡大均衡を維持、発展させる、3)貿易自由化に際して、EC 共通の双務的、包括的セーフ・ガードを導入する、以上のことを基本方針として行われることとなった。

過渡期終了後の EC の対日 CCP は、1960年代初頭に当時の EC 委員会が日本との交渉を対後進国交渉のひな型にしようとして作成したものと内容的に大差ないものであった。このことから、EC の時代錯誤的、硬直的な性格に対する批判が一般的にあったが⁴²⁾、そうした評価は、問題の一面を指摘していても、過渡期終了後の EC 統合路線の変化との関係を見落としている。対日 CCP の硬直性を強調する評価は、何故1960年代初頭に対日 CCP が企図された折に、それが現実化しなかったのかを説明しえないか、たとえ説明したとしても、単にローマ条約の過渡期規定にその原因を求める制度的な説明しかし得ないのである。第1章においてすでに概観したごとく、新たな EC 統合路線は、EC の機構強化、市場の“外延的発展”、協調的安定の追求にあったが、この対日通商協定交渉が追求すべき課題もそれと一致していたのである。第一に EC の機構強化に一定の合意があったため、理事会は交渉権限を委譲し、各国毎の協定に代わる共通の協定を結ぶよう EC 委員会に求めた。第二に、1960年代における EC 全体としての対日貿易が均衡を保ちながら拡大してきたこと、未だ日本市場が閉鎖的であること、日本市場が潜在的に大きなものであるということから、貿易の相互自由化は EC にとって域外市場を拡大することになる。第三に、双務的セーフ・ガードが、域外からの不安定要因に対する EC としての安定維持策であることは明らかである。一見すると時代錯誤的な EC の対日 CCP も、EC 統合路線の新たな展開と無関係ではないのであり、その点は今まで見逃されてきた点でもある。

新たな EC 統合路線を反映した対日 CCP が、EC 各国の一定の合意の下で EC 委員会によって追求されることになったとは言え、それは内在的な問題を抱えていた。すなわち、一方において貿易の自由化を追求しながら、他方では管理貿易的措置であるセーフ・ガードも同時に追求することを意図していたからである。対日 CCP が並列的な妥協であり、しかもそれが管理貿易的側面を持たざるをえなかったことは、域内面での積極的統合が内的緊張をもつものであったことに規定されている。それはある意味で、内部の矛盾を第三者に、この場合日本に転化するものであったと言える。そして、対日 CCP を巡る EC 内部の対立は、過渡期の EC 統合の影響が各国毎に異なっていたことを反映していたのである。そこで、対日貿易黒字を計上していながら対日 CCP に対して両極に位置した、西ドイツとフランスの経済政策上の相違がいかなるものであったのかを見ておこう。

戦後西ドイツの経済政策の基本が、最大限の自由競争と最少限の国家介入によって特徴付けられる“社会的市場経済”であったこと、それが単なる自由放任でないことは周知の事実である⁴³⁾。そして、国家の介入が最も求められたのは、戦前の経験から、物価の安定であった。“社会的市場経済”の下、西ドイツ経済は奇跡を経験することとなった。すなわち、高度成長、物価の安定、国際収支の改善が達成されたのである。1969年に誕生したブラント率いるところの社会民主党権下において、より左翼的な政策が追求されながらも、“社会的市場経済”の原則は基本的には維持された。しかし、EC 関税同盟の創出の下で、西ドイツ経済は輸出主導型経済へと傾斜し、貿易収支黒字が累積することとなった。その結果、IMF 固定相場制の下において、西ド

42) 並木信義「EEC の対外経済関係とそのわが国および世界経済に及ぼす影響」『世界経済評論』1970年7月22-27頁(1970a)、ウィルキンソン、前掲書、235-236頁。

43) 出水宏一『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社、1978年。1970年前後の西ドイツの経済情勢、経済政策については、特に、同書198-209頁を、西ドイツにとっての EC 関税同盟の意義については、同じく同書222-225頁を参照されたい。

イツ・マルクは再三にわたって切り上げを迫られることとなり、さらに、国際通貨情勢が不安定な局面において、マルクが投機の対象となることもしばしばであった。加えて、1969年から1970年にかけての戦後最大の西ドイツの好況は、西ドイツにインフレーションを定着させることとなった。マルク投機と対外不均衡が顕在化し、インフレーションが進行する下で、西ドイツの経済政策はマルク防衛とインフレ対策として自由貿易、輸入拡大を図ることとなった。換言するなら、西ドイツの自由貿易は、“社会的市場経済”の理念とそれが生み出した西ドイツ経済の構造的問題が要請したものであった。

戦後西ドイツの経済政策が、自由主義を基調とする“社会的市場経済”によって特徴付けられたのに対して、フランスのそれは“エタティスム”と呼ばれる国家の積極的な経済への介入によって特徴付けられる⁴⁴⁾。西欧資本主義国中比較的高い農業の比重、中小企業の比重が大きいかも大企業の規模も比較的小さいこと、企業家精神よりむしろマルサス主義的心理と言われる保護、制限による現状維持指向、そしてインフレーションに対する免疫ないしはインフレーション期待が大きいこと、等がフランス経済の特徴として挙げられる。相対的な農業部門の比重の高さは、CAPの形成によって解決に向かうより、むしろ固定化した。工業部門における二重構造と相対的に小規模な大企業は、西ドイツとの経済格差の拡大を導いた。ポンピドー政権は誕生時より、こうした諸問題への対処を義務付けられていた。ポンピドー政権が抱えた課題は、平価の変更や金融・財政政策といった短期的措置で解決しうるものでなく、フランス経済そのものの構造調整を必要とするものであった。その具体的対処策が、1969年9月に構想が示さ

れ、71年に最終決定をみた第6次計画であった。そこでは特に、機械、化学、エレクトロニクス・情報・電気通信の三部門⁴⁵⁾が基軸産業として位置付けられ、これらの部門の先導的發展によってフランス経済の構造を調整し、成長を実現する展望が描かれていた。政府、特に経済官僚の主導によって、これら先端産業に対する一種の“幼稚産業保護・育成策”を図ろうとするフランスにとって、外部世界からの変動要因は極力避けねばならないものであった。単に、脆弱な中小企業を保護するためだけでなく、フランスの経済を主導すべき産業の“テイク・オフ”を支援するためにも、フランスの通商政策の基本は管理貿易的にならざるをえなかったのである。フランスの管理貿易への指向は、フランス経済に内在する問題とそれへの積極的な対処策のコインの裏側であった。

関税同盟の形成は、その最大の受益国である西ドイツに通貨面での不安定をもたらし、一方CAPの利益を最も享受したフランスは産業構造の高度化を遅らせることとなった。そして、この両者があいまって、独仏間の不均等発展が進んだのである。各国毎に異なる不安定は、課題と処方箋の相異として顕現し、それ故に当初から積極的統合は緊張を内包することとなった。その処方箋の相異が対日CCPにおいて並列的な妥協として現れたのである。それが、内部の矛盾を第三者に転化する性格のものであることは明らかであろう。

EC委員会の対日CCPが、まず第一にECの機構強化を目指し、さらに自由貿易と管理貿易の妥協である貿易の相互自由化とセーフ・ガードを同時に追求したのは、加盟国の経済政策の相異を妥協させるためであった。すでに、予備

44) 中村啓「フランス経済の現状とEEC政策—ドゴール退陣後の新展開—」『経済評論』1970年3月、120-131頁、調査企画室（松岡健二郎、独協大学）「フランスの経済政策」『レファレンス』、252、1972年1月、59-78頁。

45) これらをはじめとする先端産業における欧州並びにフランスの、アメリカに対する立ち遅れと政府の無策は、すでに1960年代半ばに“アメリカの挑戦”として指摘され、大きな衝撃があった。J. J. セルバン・ジュレベール／林信太郎、吉崎英男訳『アメリカの挑戦』タイム・ライブ・ブックス、1968年、特に、その第1章から第10章を参照されたい。

折衝段階において、日本が EC 委員会を共通の交渉窓口として認めたことにより、EC 委員会の第一の目標は達成されたかに見えた。そして、日本との実際の交渉における EC 委員会の当初の重点は貿易の相互自由化であり、セーフ・ガードはむしろ従属的な位置におかれていた。そのことは、交渉にあたって EC 委員会がセーフ・ガードを安全弁として描き、その必要性を強調していたこと、1971年1月に EC 委員会から理事会に対する交渉経過の報告並びにセーフ・ガードを巡る交渉の難行に対する打開策の提示内容からうかがえる⁴⁶⁾。EC 委員会の妥協案は、セーフ・ガードの対象品目・国は限定しないが、期限を貿易自由化期間内に限定する、というものであった。この妥協案は、貿易の相互自由化のために、EC が日本に譲歩することを認めるよう EC 委員会により提案された。EC 委員会は、EC の機構強化を意味する通商協定の締結を最優先し、そのために域内の妥協を図ろうとした。しかし、EC 委員会と西ドイツの自由貿易派は、国内経済政策の遂行のため対外関係を管理化せんとするフランスをはじめ、大幅な対日貿易赤字を計上しているイタリア、ベネルクス⁴⁷⁾の五カ国の管理貿易派を説得しえず、EC 委員会の提案した妥協案は常駐代表会議において西ドイツを除く五カ国の反対により拒否された。つまり、域内での妥協により共通政策を形成しようという EC 委員会の意図は、ここに挫折し、その結果 EC の対日 CCP は、むしろ日本側に妥協を求める方向で進められざるをえないものとなった。

世界経済の不安定化は、EC 統合路線をより安定志向的なものとしたが、そのことは対域外関係の管理の強化を求めることを意味した。それは対日 CCP の展開のなかで如実に示された。貿

易の相互自由化に重きをおいた日本との交渉が、セーフ・ガードを巡って決裂したのは、1971年7月であった。その直後に生じたニクソン・ショックにより示された世界経済の不安定化を客観的条件として、EC の積極的統合は追求されることとなった。つまり、外生的不安定要因から域内経済の安定を守るという課題が、より重要性を増したのである。さらに日本の脅威は、EC をして対日関係の管理化の指向を強めることとなった。それは、日本問題、即ち、EC がアメリカにキャッチ・アップした様に、日本が EC に追い付き、追い越そうとする局面において生じる調整問題を、EC が意識するようになったことの裏返しでもあった。管理化の指向は、具体的には対日 CCP におけるセーフ・ガードの強調という形をとることになった。

1971年秋の日経連使節団の訪欧に際して日本側から示された“秩序ある輸出”の考えに対する反応⁴⁸⁾、1972年に出された EC 委員会の報告⁴⁹⁾、並びに同年5月に行われた通商協定交渉再開のための協議において示された EC の考えにそうした方針の変化は明瞭にあらわれている。「日本の国際競争力は、新たな拡大局面において悪化するよりもむしろ、改善され得ると考える十分な理由がある」⁵⁰⁾として、EC 委員会は日本の国際競争力をまず認める。そこから、「この型の協定（“秩序ある輸出”ないしはセーフ・ガードを含む協定：引用者）は両者にとっての貿易問題を解決しうるであろう」⁵¹⁾として、セーフ・ガードを単なる貿易自由化のためのこととしてでなく、むしろ急速な比較優位構造の変化への対応策として位置付けるのである。国際分業構造、比較優位構造の変化に、既存の通商体制は一面無力であり、何らかの再編成が求められて

46) *EC-Bull.* 3-71. pp. 73-74., Dahrendorf, R., “Community, United States, Japan: Trade Policy-Problems and Outlook,” *EC-Bull.* 2-71. pp. 20-30.

47) 輸出／輸入比率で、イタリアは 70.0% (1970年)、ベネルクスは 53.7% (同) であった。

48) 植村甲午郎「欧州諸国歴訪の印象」『経団連月報』1971年12月、22-25頁。

49) “The Place of Japan in the World Economy,” *EC-Bull.* 1-72. pp. 35-42.

50) *ibid.*, p. 38.

51) *ibid.*, pp. 41-42.

いた。鉄鋼、エレクトロニクス製品等に関する“秩序ある輸出”なり“輸出自主規制”なりが、EC-日本関係やGATTの枠外ですすでに行われ始めており、そうしたGATT外での貿易の管理化は、ニクソン・ショックと並んで既存の国際通商体制の限界を示すものであった。こうして、1972年5月の協議に際してのEC側の主張の中に、セーフ・ガードを暫定的なものでなく、恒久的な通商政策上の措置とする意図が現れてくるのである。それは、世界経済の不安定化により加速化されつつあった域内の遠心力を、妥協的に全て取り込むことにより、CCPの進展を図ろうとするEC委員会の意図の現れであった。しかし、このようなEC委員会の意図は、世界経済の不安定化といった客観的条件の変化に対応したEC統合路線の再検討から出されたものではなく、むしろ内的緊張を持つハーグの路線の延長上で、是が非でも積極的統合を進めようとするものであった。

もちろん、“秩序ある輸出”や“輸出自主規制”のような措置が管理貿易的なものである以上、それはEC内部の自由貿易を主張する勢力からの反対と対立せざるをえなかった。EC内の自由貿易派である西ドイツが、そうした反対を表明しただけでなく、“秩序ある輸出”とEC共通競争政策との整合性が問題となった。前者の対立は、すでに述べた各国経済政策の基本方針の相違によるものであった。これに加えてEC委員会内部の対立が生じた。つまり、CCPが自由化から安定追求へ、即ち市場機構重視から市場機構の規制に重点を変化させたことにより、市場機構の維持を図る競争政策と対立せざるをえなくなったのである。市場機構を規制するか、維持するかという問題は、管理貿易的な性格に傾斜する形でまとめられ、同時に、EC各国の個別の対応を許容する方向で妥協が図られた⁵²⁾。しかし、域内の政治的安定のためのこの妥協は、各国の裁量の範囲の拡大を意味するものであり、

域内の遠心力をむしろ加速化させる傾向を有していた。

EC-日本関係の枠外で各国毎に、そしてGATT規定の枠外で追求された“秩序ある輸出”、“輸出自主規制”という形での貿易の管理化は、アメリカの相対的後退、ECと日本の台頭、将来の日本が脅威となる可能性、第三世界の登場、等といった世界経済の構造変化が、単に自由貿易を追求するだけでは、予定調和的な発展も、安定ももたらさないことを示している。そうした事実の認識が、EC委員会をして選択的セーフ・ガードの制度化を図らせることになったのである⁵³⁾。もちろん、客観的条件とそれに対する認識並びに政策課題の変化は、直接的に制度そのものの変化をもたらすものではない。そして、各国の政策課題そのものが、各国の経済情勢を反映したものである以上、すでに見た自由貿易と管理貿易の対立という問題を解決するものではない。加えて、貿易の管理化はその実践において、域内における対立を抱えるだけでなく、対域外関係面で、具体的には特にセーフ・ガードが懸案となっている対日関係において、別個の利害関係が考慮されねばならないものであった。

ECの対日CCPが以上に述べた様な変化を示しながら追求されたのは、一面ではEC内部の対立と客観的条件の変化によるが、もう一方で日本の対応が影響していたことも明らかである。そこで次に、ECとの交渉を開始する際の日本の課題と処方箋がいかなるものであったかが確認されねばならない。

II-2 日本の基本方針

1960年代の日本の高度成長は、同時にそれを

53) 世界経済の構造変化に直面した際のGATT的な“自由貿易”の限界と国際通商体制の改革の必要性についての認識は、他にも、例えば、OECD, *Policy perspectives for international trade and economic relations*, Paris: OECD, 1972. p. 59, pp. 81-84. 等に見られる。

52) *EC Official Journal* C 111 of 21.10.1972.

支えた諸要因を変化させ、日本に新たな対応を迫ることとなった。農業部門から産業部門への潤沢な労働力の供給を背景とする低賃金の存在、高い貯蓄率とそれに裏付けられた資本財部門の投資率の高さ、自由貿易を基本とするアメリカへの輸出増大、外国からの新技術導入、通産省の産業政策とその下での重化学工業化、等によって日本の高度成長は達成された。しかし、高度成長の結果、日本は産業構造の高度化、労働市場の逼迫、貿易収支黒字の定着、そして世界経済における地位の上昇、という新たな客観的条件の下に置かれることとなった⁵⁴⁾。そして、これら客観的条件の変化は、日本に新たな課題を提示した。いわゆる産業構造の高度化は、新たな基幹産業の育成、発展を、しかも外国からの技術導入にのみ依存した産業の発展ではなく、国内における技術開発に基づく産業の発展を求めた。1967年にGNPで西ドイツを抜いて西側第二の経済大国となったことに加えて、貿易収支黒字が定着したこと⁵⁵⁾は、日本に国際通商・通貨体制の維持、発展のための国際的責任を担うことを求める外部圧力を増加させた。具体的には、貿易・資本の一層の自由化、第三世界に対する援助等がそれであった。その一方で、日本の産業が労働集約的な軽工業から、資本集約的な重化学工業へとその重心を変化させ、さらに技術・知識集約的なものへ比重を移しながら発展を図る際に、輸出市場のアメリカ偏重からの脱却が課題となった。そのことは、日米鉄鋼・

繊維摩擦等に代表されるアメリカにおける保護主義の台頭への対応をも意味していた。つまり、対外関係面では、自由化と多角化が日本の求められた課題であった⁵⁶⁾。

一方、戦後日本の通商政策は、産業政策の遂行に伴う対外関係面の管理を基調として進められた。その具体的内容は、当初は為替管理、数量規制に重点がおかれていたが、1961年関税大改正以来、関税による産業保護へと変化した。そして、その関税もケネディ・ラウンドを契機として、さらに日本の産業の国際競争力の強化を反映して、1960年代には低率関税を基本とするものに変化した⁵⁷⁾。もちろん、全ての品目が等しく自由化されたわけではなく、“幼稚産業保護”⁵⁸⁾の名の下で、戦略的産業であるコンピューター関連の自由化は極力押えられ、その自由化が実現したのは1972年、1973年になってからであった。関税に関しても、機械、電気機器等の関税率(1973年)は10%を越える高率で、アメリカ、ECに比べ、未だ保護的な性格が強かった。つまり、日本の通商政策は、1967、8年を転機として、自由化への移行局面に入ったが、産業政策上の要請から業種間、品目間には未だ差別が強く存

54) 日本の高度成長の背景とその限界については、国際的にも認識されていた。GATT, “Japan's Foreign Trade from 1955 to 1968: It's Changing Roles in the Internal Economy and in World Trade,” *International Trade*, 1968, Geneva; GATT, 1969. pp. 19-60. は、そのことを示す好例である。

55) 日本の貿易収支は、1968年に1600万ドルの赤字であったものが、1969年には9億6700万ドルの黒字に転化し、「近年みられるわが国貿易収支の黒字は、今後内外の貿易環境が悪化しない限りかなり長期的に発生」(『通商白書』, 1970年版, 389頁)するものと考えられた。

56) さらに、資本の自由化も論議の端緒にはついてはいたが、未だ遅々とした日程で、しかも概ね資本参加比率が50%に制限されていた。

57) 和木洋子「自由化の進展と高度成長(1956-1968)」『関税調査時報』第34巻(1983-84年)107-136頁。

58) 幼稚産業保護論は、Mill, J. S., *Principles of Political Economy with Some of their Applications to Social Philosophy*, London; Longmans, Green, and Co., 1909 p. 922 (末永茂喜訳『経済学原理(五)』, 岩波書店, 1963年, 249-250頁)によりとなえられ、一般には、発展途上国の保護主義を正当化するものと見なされている。しかし、資本蓄積が進行し、構造変化の生じる現実世界においては、先進国間貿易においても幼稚産業保護論の論理が妥当すると考えられる。その意味で、今一度その意義を問い直してみることは、貿易理論の課題であろう。ちなみに、ミルの貿易理論(*ibid.*, Book III, Ch. 17-22, 邦訳, 岩波文庫版第3分冊(1960年), 17-22章)は資本蓄積を考慮にいれない比較静学であり、幼稚産業保護論は彼の貿易理論から自発的に導き出されるものではない。

在していたのである⁵⁹⁾。

高度成長による客観的条件の変化、ケネディ・ラウンドを契機として、日本の通商政策が自由化へと移行する局面において、EC—日本共通通商協定交渉がおこなわれることとなった。すでに前節において詳述したように、日本はEC各国と個別に通商関係を結び、一種のモザイクを成していたが、EC全体との貿易は拡大均衡的に発展させて来ていた。その結果、日本の輸出入に占めるECの比重は、輸出で4.3% (1960年) から6.1% (1969年) へ、輸入でも5.4% (1960年) から5.9% (1969年) へと高まった。(ちなみに、この間EFTAの比重は、輸入面では3.5%から4.4%へと高まっているが、輸出では逆に5.7%から4.5%へと低下している。) それにもかかわらず、ECの経済規模との関係で見ると、未だその比重は小さいものであった⁶⁰⁾。しかし、この間に見られた日本の対EC輸出入構造の変化は、高度成長期の日本の重化学工業化、EC—日本の比較優位構造の変化を反映したものであった。こうした特徴を有した1960年代のECとの貿易は、日本が70年代に追求すべき方向性を先取りするものであった。日本が産業の高度化を達成し、それに適合的な貿易構造、即ち、相互に製品を輸出入する“水平分業”⁶¹⁾の推進を図ろうとする時、ECとの貿易は規模は小さくとも、“水平

分業度”という点では、すでに高い水準に達していた。しかも、貿易規模が未だその経済力に比較して小さいECとの通商関係を再編成することは、アメリカの保護主義台頭に対して輸出市場を多角化するという日本の課題に照らしても、合理的であった。

日本が追求すべき課題にとって合理的であったECとの通商関係の再編成は、具体的にはEC—日本共通通商協定の締結を目指すものであった。その協定締結のための交渉に当たっての日本の基本方針は、1)貿易の相互自由化、2)セーフ・ガードはGATT19条で事足りるものであり、双務的、包括的、共通セーフ・ガードは基本的には認めない、というものであった。しかし、非公式には“三限定付き”セーフ・ガード妥協案が、1970年2月の予備折衝の段階において、すでに提示されていた⁶²⁾。この妥協案の内容は、1)新自由化品目に限定し、2)その自由化を行った国に限定し、3)三年間を限度とするセーフ・ガードを認める、というものであった。見られる様に、日本は自らの通商政策自身が内容的には差別的、保護的であったにもかかわらず、対EC交渉にあたっては、形式的にはGATT的な自由貿易を追求しようとした。つまり、既存の国際通商体制を所与のものとして、その能動的な改革でなく、受動的な維持によって自らの課題を達成しようとしたのである。通産省の官僚の中には、より積極的にセーフ・ガードの改革を考えるものがいた⁶³⁾が、しかし、そうした考え方は日本のなかでは主流とならなかった。逆に、ニクソン・ショック後には、“管理された自由貿易”の制度化そのものが否定されることとなった。日本の内部に、ECの求めるセーフ・ガードが日本を後進国扱いするものである、という心理的反発があったことは事実である⁶⁴⁾が、

59) 日本の貿易自由化率は、1960年4月で41%、非自由化品目提示方式(ネガティブ・リスト)に移行した1962年4月で73%、非自由化品目数492であった。ECとの予備折衝が行われた1970年2月の残存輸入制限品目数は109、自由化率で94%であった。なお、フランス、イタリア等の輸入制限が日本を特定して行ったものと異なり、日本のそれは相手国を特定するものでなく、無差別に適用されるものであった。この点は、ECとの交渉にも影響を与えることとなる。

60) 『通商白書』1971年版、331-335頁。「拡大」により、日本にとってのECの経済的意義が増すことは言うまでもなからう。

61) 戦後の国際貿易の特徴の一つに、先進国間の“水平分業”の進展があることは事実であるが、その充分な説明がなされているとは言いがたい。今後の課題としたい。

62) 平原毅「EECの対日共通通商政策」『経団連月報』1971年1月、48-51頁。

63) 並木信義「セーフ・ガードを吟味する—国際経済政策の中核として見直せ—」『エノコミスト』1970年3月10日、50-56頁(1970b)。

64) 並木、前掲1970a。

心理的要因のみで日本のセーフ・ガードに対する反対を説明するわけにはいかないことも事実である。高度成長が日本にもたらした変化は、産業構造の一層の高度化とそれに適合的な通商政策の追求を求めるものであり、EC との交渉の基本方針においてセーフ・ガードが否定されたのは、自由化・多角化・水平分業の追求という日本の新たな通商政策の課題から導かれる当然の帰結であった。

なお、注目すべきことがある。EC にとって日本との間に共通通商協定を締結することが重要な課題であることは、日本側においても認識されていた⁶⁵⁾が、EC 委員会の対日 CCP が EC 統合路線の新たな展開(特に、EC の機構強化)のなかから出て来たという論理は認識されていなかった。日本のセーフ・ガード妥協案は EC 各国を個別に扱うものであり、EC 委員会によって加盟国に打診された妥協案が、あくまでも日本に EC を単一の機構として認めさせることを第一義としていたのに対し、機構としての EC の理解という点で大きく異なるものであった。ニクソン・ショック以後、この点はより明確になる。即ち、日本の輸出急増に対して出された EC 各国の不満に答えて、日本は危機管理的に、ケース・バイ・ケースでこれに対応することを、1972年5月の EC 委員会との交渉で正式に示した。日本は、EC を統合体としてでなく、国民国家の単なる寄せ集めとして扱う方針を明らかにしたのである。

ニクソン・ショックは、日本の通商政策にも大きな影響を与えることとなった。一律 10% の輸入課徴金を課す、というニクソン新経済政策は、関税以外の輸入制限措置を基本的に禁止した GATT 原則からの 180 度の転換であった。そのことは、アメリカの通商政策が GATT 的自由貿易から全面的な保護主義へと転換する用意のあることを意味しており、もはやアメリカは自由貿易の擁護者たりえなくなったのである。代

わって GATT 的自由貿易の維持を主張するようになったのが日本であった。しかし、日本は世界経済の構造変化を捕えて GATT を改革し、もってその機能を有効に果させようとするのではなく、GATT の文言の厳格な適用を主張した。つまり、能動的に国際通商体制を維持しようとするのではなく、受動的、保守的にそうした目的を達成しようとしたのである。GATT が持つ自由主義的性格と管理的性格の二面性⁶⁶⁾のうち、前者のみを強調するのが、日本の基本方針の特徴であり、EC 委員会のそれと顕著な対称を見せていた。そして、日本の輸出急増が、国際的な摩擦をもたらす場合には、GATT の外において“秩序ある輸出”なり“輸出自主規制”により、危機管理的に対処することとした⁶⁷⁾。

新たな通商政策の展開、台頭しつつある保護主義への対抗のため、日本の対 EC 通商政策は形式的には GATT 的、すなわち“自由・無差別・多角主義”の擁護、追求となったのである。さらに、日本の輸入制限が無差別適用であったことから、貿易自由化が単に EC を特定して行う性格のものではなかったことも、日本の対 EC 通商政策を GATT 的なものとしたといえる。EC との交渉がいかに展開しようとも、特にアメリカの圧力の下、日本の貿易自由化はすでに俎上に載っていたのである。そして、日本の対 EC 交渉方針は、自国の貿易自由化を材料に EC 市場の日本への開放を追求するものであった。

共通通商協定交渉に対する EC 委員会、日本双方の基本方針を概観してきたが、貿易の管理、具体的にはセーフ・ガードに関して大きな隔たりが見られた。加えて、特異な国際組織である EC のとらえかたを巡っても、両者の間で違いがあり、それは共通交渉を行うことの背後にある

66) GATT の二面性に関しては、本稿 75 頁並びに註 101 を参照されたい。

67) 確かに、日本は積極的に輸入自由化を進めたが、それはニクソン・ショックのもたらした通貨面での危機、即ち、円切り上げ要求を緩和するためのものであった。

65) 沖本精一「EEC の対外経済政策—人を見て法を説く柔軟性」『貿易と関税』1970年5月、36-41頁、平原、前掲。

EC委員会の隠された意図、積極的統合の推進との対立を内包するものであった。そこで次章では、当初からこうした対立を抱えていたEC—日本共通通商協定交渉が、具体的にはいかに進展していったのかを見ることにする。

III EC—日本共通通商協定交渉の経緯

ECの機構強化、市場の“外延的発展”、共通の安定維持手段の確保を主題とするECとGATT的な“より自由な貿易”を目指す日本との間のEC—日本共通通商協定締結交渉は、1969年11月のEC外相理事会がEC委員会に予備折衝を行う権限を委譲したところから始まる。すでに、1969年9月の愛知外相の欧州歴訪の際、日本とEC委員会との間では通商協定締結のための協議を行うためドニオ(Deniau, J. F.) 対外通商担当委員の来日が合意されていた⁶⁸⁾。翌10月の外相理事会には交渉権限のEC委員会への委譲を求める提案がなされ、正式にこの提案が受諾されたのは、11月の外相理事会であった。10月の理事会では、日本との予備折衝を開始することは合意されたが、EC委員会に通商交渉権限を委任することは保留され、代わりに具体的な条件の検討を求めた⁶⁹⁾。翌11月の理事会でEC委員会への通商交渉権限の委任が決定した⁷⁰⁾。この間に、それまで対日共通通商交渉に態度を保留していたイタリアが、交渉開始に妥協した。そして、実際にドニオ委員の来日、予備折衝が果されたのは、ようやく1970年2月になってからであった⁷¹⁾。

EC、日本双方とも貿易の自由化を交渉の重要な課題としていたため、その点に関しては、技術的な問題を別にして概ね合意が図られた。その一方でセーフ・ガードを巡っては、双務的、

包括的、共通セーフ・ガードを主張するECと、フランス、ベネルックスの有するセーフ・ガードをGATT19条に代替することを求める日本との間で意見が並行したままであった。この時点ですでに日本側から非公式に、三限定付き譲歩案が示されていた。しかし、その内容はセーフ・ガードの有効性を出来るだけ限定し、しかも統合体としてのECを否定するものであり、EC側の認めるところとはならなかった。

1970年3月、EC委員会は予備折衝の結果について外相理事会に協議結果を報告した⁷²⁾。そして、セーフ・ガードを巡ってECと日本との間に意見の対立があることは認めながらも、本交渉で両者の間で何らかの妥協が可能であるとの判断を示し、そのためにもローマ条約113条3項により、EC委員会に対して正式に交渉権限の委任を行うよう求めた。EC委員会からの要請に対して、常駐代表会議を通じて加盟国間の調整が図られ、同年7月の外相理事会は正式にEC—日本共通通商交渉を開始するよう委任した⁷³⁾。その際、外相理事会から示された交渉方針の柱は、すでに予備折衝に際して示されたものを踏襲するものであり、貿易の相互自由化と共通セーフ・ガードの導入であった。(その他、通商面以外での協力関係等も指示されていた。)つまり、自由貿易と管理貿易の両側面を有する方針が、最終的にEC委員会の対日CCPの主な内容として確定されたのである。

外相理事会の委任に基づき、1970年9月第一回EC—日本通商交渉が行われた⁷⁴⁾。さらに、11月にこの第一回交渉の追跡調査を行うために、しかしながら、外相理事会からの委任やセーフ・ガードについての妥協案は与えられないまま、新しく対外通商担当委員となったダーレンドルフ(Dahrendorf, R.)が来日した⁷⁵⁾。これら二回の協議の経過は、予備折衝と同じくEC委員会を

68) EC-Bull.11-69. p. 64. なお、交渉の内容、経緯等については新聞等の報道をあわせて参考にした。

69) EC-Bull.12-69. p. 66.

70) EC-Bull.1-70. p. 72.

71) EC-Bull. 4-70. p. 63.

72) EC-Bull. 5-70. p. 80.

73) EC-Bull. 9/10-70. p. 81.

74) EC-Bull. 11-70. p. 64.

75) EC-Bull. 1-71. p. 105.

共通の交渉窓口とすること、貿易の相互自由化については合意をみたが、セーフ・ガード問題では両者の主張は平行線をたどった。その結果、ECの主張する双務的、包括的、共通セーフ・ガードに対する日本の強硬な反対は、EC委員会をして譲歩案を模索させることとなった。

世界経済の相互依存関係が深まるなかでアメリカにおける保護主義の高まりは、保護主義の連鎖反応への懸念を生み、そして、それへの対応として米欧日三極関係のうちで最も弱いEC—日本関係を、自由貿易体制を強化する方向で緊密化することが求められた⁷⁶⁾。又、日本がECのセーフ・ガード案に対して強い反対を示したことから、EC委員会は加盟国に対してセーフ・ガードの譲歩案を提案することになった。EC委員会の考えは、1971年1月の外相理事会に提出された、第一回交渉とダーレンドルフ委員の訪日の結果をまとめた覚書、並びに欧州議会におけるダーレンドルフ委員の演説により示される。まず、特にアメリカの圧力の下で進められている日本の貿易・資本の自由化が、近い将来日本を世界経済に組み込むであろう、との見通しを示し、次いで、共通通商協定に含まれるべきセーフ・ガードを、1)期限付きのものとする、ただし、2)日本の譲歩案のように品目を限定するのではなく、全ての品目を含む包括的なものとし、3)適用国も日本案のように限定するのではなく、EC全体に共通のものとする、というのがEC委員会が示した譲歩案であった。EC委員会の譲歩案は、明らかに協定締結と対日規制の共通化を優先するものであり、しかもその内容は自由化に比重をおくものであった⁷⁷⁾。つまり、ECの機構強化が最優先課題とされたが、それは市場機構を強化するものであり、フランス等の管理貿易派よりむしろ西ドイツの立場に近いものであった。外生的な不安定要因に対するECとしての

安定維持のための方策は、下位の重要性しか与えられていなかったのである。しかしそれ故、2月の常駐代表会議において、積極的な自由化政策を推し進めていた西ドイツを除いて、EC委員会は他の5カ国の賛成を得ることができなかった。こうして、EC委員会の譲歩案は拒否され、結局ECの交渉方針は以前のものに逆戻りせざるをえなくなった⁷⁸⁾。

EC、日本両者の基本的な交渉方針が変わることなく、1971年7月に第二回の正式交渉が行われた⁷⁹⁾。しかし、結果的にはセーフ・ガードを巡る両者の思惑の齟齬により、協定を結ぶことなく交渉は決裂してしまった。

EC—日本共通通商協定交渉決裂直後の1971年8月15日、ニクソン・ショックが生じた。それは、その後のEC—日本関係、通商交渉にも大きな変化をもたらすこととなった。

EC委員会の対日CCPが、自由貿易と管理貿易の妥協の産物であり、両者を同時に求めるものであったとしても、ニクソン・ショック以前のそれは、前者に重点をおくものであったことはすでに指摘したところである。しかし、ニクソン・ショック以後のEC委員会の対日CCPは、むしろ当初からそれが内包していた管理貿易へとその重点を傾斜させていった。EC委員会の交渉方針の重点の変化と並行して、EC各国も、EC委員会の頭越しに日本との直接交渉を行い、日本からの輸入を管理し始め、日本もこれに応じて懸案毎の対応を行うこととなった。このEC委員会の方針変更、EC各国と日本の対応をさらに詳しく見ていこう。

ニクソン・ショックによる国際通貨・通商体制の動揺により、各国政府はその安定化を第一の政策課題とせざるをえなくなった。そのため、秋に予定されていたEC—日本通商交渉に代わっ

76) Dahrendorf, *op. cit.*, EC-Bull. 2-71.

77) EC委員会の法的な基盤はローマ条約にあり、そのローマ条約が自由主義的性格、ないしは消極的統合の推進を中心としていることを反映して、EC委

員会の立場も自由主義的性格を持つ傾向にあると言える。この点に関しては、Pinder, *op. cit.*, を参照されたい。

78) Rothacher, *op. cit.*, pp. 155-156.

79) EC-Bull. 9/10-71. p. 142.

て、経団連の使節団が1971年10月から11月にかけて、2週間欧州を歴訪し、EC委員会、欧州の産業界との会談を行った。EC委員会との協議において、経団連側が提案した“秩序ある輸出”の考え方はEC委員会に大きな関心を起こさせた。また、欧州経団連との会談で、日本側は、1)財政による内需拡大、2)通産省の監視による輸出統制、3)鉄鋼等の輸出自主規制(1971年10月の第13回 ECSC—日本定期協議で求められ、同年12月に1972年から3年間実施することが合意された)、4)外国市場早期警戒制度、5)機能的なセーフ・ガードの確立ないしはGATT19条の改正、6)産業間の接触の強化、7)日本の技術集約的産業構造への転換、の7項目の意見を提示した。こうした提案は、自由貿易体制の維持のために日本が積極的に責任を負うことを求めるものであった⁸⁰⁾。しかし、EC委員会が大きな関心を持った経団連の改良セーフ・ガード提案も、日本政府の受け入れるところとはならなかった。後述するように、日本の通商政策方針がGATT的自由貿易の堅持に一層傾斜したためである。

日本からの“秩序ある輸出”の提案に対するEC委員会の反応は、1972年1月のEC公報において示された⁸¹⁾。高度成長の歪みとしての公害、社会資本不足による内需の落ち込み、ニクソン・ショック等による外需面からの制限により、日本経済は短期的には落ち込みを見せるものの、その潜在力は日本の国際競争力を再強化するに足るものである、と認識している。そして、一方的保護主義で対処するのではなく、予防的措置として輸出自主規制又は“秩序ある輸出”をEC—日本共通通商協定という形で制度化するよう求めている。ここにEC委員会の対日CCPの力点が、自由貿易から管理貿易に転換したことを見て取ることができる。

他方、日本の対EC通商政策にも方針転換が見られた。ニクソン・ショック後、スミソニアン

協定によって日本は円平価を切り上げた。さらに、円対策として輸入の一層の自由化と危機管理的な輸出の管理化を進めることとなった。輸出の管理化は、対EC通商政策面でも見られた変化であった。まず外務省が、3年間程度の暫定的、かつ、その適用は政府、民間の協議機関の合意に基づく場合に限るという条件付きセーフ・ガードを通商協定に入れる譲歩案を示した。それに対しては通産省が反対し、緊急時にはあくまでもGATT19条で対処することを主張した。最終的には、通産省の方針が日本の方針として確定した⁸²⁾のだが、それは、ニクソン新経済政策(一律10%の輸入課徴金)で示されたアメリカのGATT的自由貿易の否定に対して、あくまでもGATT的自由貿易を維持することが、国際競争力を強化した日本の産業が輸出先を多角化するために必要な条件であったからである。そして、緊急時には非制度的な措置である“秩序ある輸出”によって、貿易秩序を保つことが前面に押し出された⁸³⁾。

EC委員会が管理貿易の制度化に方針を転換し、日本がGATT的自由貿易の実現を基本とする方針を堅持するなかで、1972年2月にマルファッチ(Malfatti, F.M.) EC委員長が来日した⁸⁴⁾。しかし、懸案のセーフ・ガードを巡る両者の隔たりは決定的であり、セーフ・ガードは「唯一未解決の重要問題」のままであり続けた。さらに、セーフ・ガードに代わるものとして実行されつつあった非制度的な緊急措置である“秩序ある輸出”とEC共通競争政策との整合性が問題化してきた。具体的には、翌3月来日したボルシェット(Borschette) EC競争・広報担当委員が、セーフ・ガードを求めると同時に、“秩序ある輸出”とEC競争政策との齟齬に対する懸念を示した⁸⁵⁾ことが、それである。

同年5月、中断している通商交渉の再開を図

80) 「座談会 訪欧経済使節団の成果」『経団連月報』

1971年12月、26-42頁、特に、36頁。

81) EC-Bull. 1-72, *op. cit.*

82) 日本経済新聞、1972年2月2日、2月5日。

83) 「通商白書」1972年版、317-320頁。

84) EC-Bull. 4-72, p. 89.

85) 日本経済新聞、1972年3月31日。

るためにダーレンドルフ委員が来日した⁸⁶⁾。ECの妥協案は、1) 業界レベルだけでなく、政府レベルでの通商協定を締結する、2) 協定は貿易の相互自由化、関税撤廃スケジュール、摩擦が生じた場合の解決法、“秩序ある輸出”実施の際の相互監視機関等を含む包括的なものとする、3) GATT 新ラウンドでセーフ・ガードが改善されるまでの暫定的セーフ・ガードを協定に含む、というものであった。この第三点は、注目に値する。何故なら、EC が対日セーフ・ガードを暫定的なものとするとしながら、その暫定的性格の根拠を GATT19条の改革に求めているからである。換言するなら、EC 委員会が日本との特殊な問題であったセーフ・ガードを、より一般的な国際的制度とする意図を初めて明らかにしたからである。対する日本側はセーフ・ガードについてはあくまで GATT19条を堅持することを主張した。さらに、EC 各国との間に生じた問題（鉄鋼、エレクトロニクス製品をめぐる貿易摩擦）は、EC 各国がケース・バイ・ケースで対応しており、今後日本も個別に対処する、との立場を示した。日本がケース・バイ・ケース方針をとることになった根拠には、第一に、対応が機動的であり、かつ、EC 全体に対応する場合に比べ日本の交渉力が相対的に強化されること、第二には、EC 委員会の域内調整能力の欠如、そして、第三に、日本の輸出の特徴そのもの、即ち、特定品目の特定国への集中豪雨的輸出の管理を EC 大で行うことは、各国毎に管理を行う場合よりも輸出市場を縮小させること、以上にあった。一方、この日本のケース・バイ・ケース方針は、統合体としての EC を否定し、EC の機構強化というハーグ以後の EC 委員会の課題を否定するものであった。すでにニクソン・ショック以前の交渉過程においても、EC 統合を巡る両者の理解の相異は潜在的に見られたが、ここに来てその問題が顕在化し、新たな争点を加えることとなった。この交渉において、EC 委員会が

86) EC-Bull. 7-72. p. 78.

EC 総体としての管理貿易を追求する様相を示し、その制度化を目指すことを明らかにしたのに対し、逆に日本は GATT 的自由貿易の堅持と EC を国民国家の単なる寄せ集めとして対処することを明らかにしたのである。両者の交渉方針が、全く対立するものであることは明白であり、今回も妥協が成立することなく交渉は終わった。

この間、日本の対 EC “輸出自主規制” も平行して進展した。まず 1971 年 10 月の第 13 回 ECSC ー日本定期協議において、鉄鋼に関するセーフ・ガードの可能性が示唆された⁸⁷⁾。これに対処するための“輸出自主規制”を巡って、日本国内において輸出企業間の対立が見られたが、最終的には同年 12 月 EC 6 カ国にイギリスを含む対欧“輸出自主規制”が 1972 年から 3 年間実施されることとなった。つづいて 1972 年 4 月からベネルックス向けのエレクトロニクス製品の輸出急増に対して、日本の“秩序ある輸出”を求める動きがおきた。それに対して日本はベネルックス向けに、6 月にまず電卓の数量規制を、8 月に白黒テレビ、テープレコーダーの最低輸出価格制による“輸出自主規制”を実施した。その後 10 月には、西ドイツを除く西欧 9 カ国⁸⁸⁾に同様の措置を拡大した。

こうした“輸出自主規制”措置は輸入品価格を上昇させることは明らかであり、物価安定のために輸入促進を図っていた西ドイツにとっては受け入れられないものであった。西ドイツのカルテル庁は 7 月に日本の“秩序ある輸出”についてカルテルの疑いがあることを表明し、続いて 8 月には経済財政省が同様の懸念を表明することとなった⁸⁹⁾。さらに、“秩序ある輸出”は、EC 共通競争政策を定めたローマ条約 85 条との関

87) EC-Bull. 12-71. p. 90.

88) イギリス、アイルランド、イタリア（テープレコーダーのみ）、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、スイス、ポルトガルの 9 カ国。

89) しかしながら、同時に西ドイツと日本の産業界の間では、カラー・テレビの対欧“輸出自主規制”が約束されるという矛盾した状況でもあった。

係でも問題となった⁹⁰⁾。前者が、市場機構に一定の規制を課すものであるのに対し、後者は市場機構の十全な働きを目指すものであることから、おのずと両者の間に緊張関係が生じた。市場機構を巡る EC 内部の対立に関しては、1) 原則として自主規制は認めない、2) 特に困難を抱えた分野に限り、事前届け出を義務付けて一定期間だけ例外的に認める、3) それらの措置もできるだけ EC 共通通商政策上の措置に置き換える、具体的には EC-日本品目別協定の締結又は EC からの一方的措置をとる⁹¹⁾、という妥協が図られた。

EC-日本通商関係の展開は、自由貿易か管理貿易かという対立、具体的にはセーフ・ガードを巡る対立を軸にして進められた。そして、世界経済の不安定化という客観的条件の変化は、EC の安定指向を強化した。それと同時に、EC 各国が独自に行動するという、EC 内部の遠心力を増幅したのだが、その遠心力はすでにハーグで示された積極的統合が内包していたものであった。そして、日本の懸案毎の対応は、そうした EC 内部の遠心力に乗じてさらにこれを増幅し、同時に、管理貿易化への反対をも刺激するものであった。そこで、積極的統合を進めようとする EC 委員会は、GATT の場で選択的セーフ・ガードを取り上げる形で CCP の達成を図ろうとした。

1973年イギリス、アイルランド、デンマークの加盟をえて、EC は 9 カ国の共同体に拡大した。拡大 EC は、国際関係、国際制度の再編成を積極的に進めた。1973年 4 月 EFTA との工業製品自由貿易地域の結成、1975年 2 月 ロメ協定の締結、等はその最たる成果である。1973年 9 月に始まる GATT 東京ラウンドにおいて、セーフ・ガードの改革を追求する動きもこうした流れのなかに位置付けられる⁹²⁾。EC 委員会が、セーフ・ガード改革を含む GATT 新ラウンド交渉方針を決定

したのは、1973年 4 月のことであった⁹³⁾。セーフ・ガードの改革内容は、1) セーフ・ガードの選択的適用を認める、2) 適用期間は臨時的なものとする、3) 第三国への補償は制限する、4) 恒久的監視機関のもとで施行される、というものであった。比較優位構造の変化により機動的に対応できるよう GATT を改革することが EC の方針であったが、それは今まで見て来た EC の日本との通商協定交渉の経験と、EC-日本貿易関係の変化から導かれたものであった。そして、それは第三国の譲歩により CCP の達成を求める EC 委員会の方針を拡張するものでもあった。

EC がセーフ・ガードを国際的制度として確立しようとする意図に基づいて GATT 東京ラウンド交渉を進めようとしたことの反面として、セーフ・ガードは特殊日本との問題ではなくなった。1973年 5 月に拡大 EC と日本との最初の接触があり⁹⁴⁾、オルトリ (Ortoli, F. X.) EC 委員長、ソームズ (Soames, C.) EC 副委員長と大平外相の会談で、セーフ・ガード問題を GATT 新ラウンドで検討することが合意された。そして、セーフ・ガードを巡って対立が続いていた EC-日本通商交渉は、通商協定を締結することなく終わった。代わって、EC-日本関係を緊密、強化するため、閣僚もしくは事務レベルでの定期協議を正式に続行することになった。

EC-日本共通通商協定交渉の最大の懸案事項であったセーフ・ガードを、GATT の場においてより一般的な形で追求することになった理由としては、以下の三点が考えられる。即ち、第一に、是が非でも CCP を進展させようとする EC 委員会の意図があったこと、第二に、東京ラウンドの開始、第三に、日本問題の顕在化、以上である。ハーグの理念の下で追求されるべき

コーダーの輸入急増に対してセーフ・ガードを発動し、その輸入を15万台に制限することを決定した。EC-Bull. 4-73. p. 61.

93) EC-Bull. Supplement, 2/73. 特にセーフ・ガードに関しては、p. 12.

94) EC-Bull. 5-73. p. 57.

90) EC-Bull. 10-72. pp. 55-56.

91) EC Official Journal C 111 of 21. 10. 1972.

92) 4 月にはイタリアが GATT 19 条によってテープレ

課題の多様性は、EC 内部に遠心力をもたらすものであったが、積極的統合を進めるため、EC 委員会は第三者に対する管理機構を制度化することを求めたのである。東京ラウンドの開始は、ニクソン・ショックにより明らかとなった国際通商体制の再編成を意味し、“自由貿易”の追求のみによっては予定調和的、安定的には発展しえない世界貿易の管理の在り方を問うものでもあった。そうした課題への EC 委員会としての回答が、選択的セーフ・ガードだったのである。さらに、国際貿易の不安定が、日本の台頭によりもたらされたことがある。アメリカにおける保護主義の台頭、EC 各国の対日“輸出自主規制”要求の増加は、そのことを物語っている。換言するなら、選択的セーフ・ガードの追求は、EC 統合を進める上で求められただけでなく、時宜と同調者を得たものと考えられたのである。

それでは、1970年から73年まで追求された対日 CCP はどう評価されるべきであり、そして、いかなる課題が残されたのか。次章では、これらの点に答えることとする。

IV EC—日本共通通商協定交渉、 統合から見た評価と残された課題

ハーグ首脳会談で示された、過渡期終了後の EC の新たな統合路線を背景として進められた対日 CCP は、共通通商協定を結ぶことなく終わった。交渉失敗の最大の原因は、明らかにセーフ・ガードを巡る対立に求められる。これまでの研究ではこの対立は、セーフ・ガードに対する EC、日本双方の心理的、政治的要因に帰するものとされている。即ち、EC 各国と日本との通商協定を統一し、貿易を自由化する際の安全弁としてセーフ・ガードを主張する EC⁹⁵⁾と EC のセーフ・ガード要求は日本を後進国扱いする時代錯誤的

なものであるという不満を主張する日本⁹⁶⁾との対立という“純粹に心理的な理由”⁹⁷⁾に帰されてきた。しかし、前章までの考察が示したように、そうした“純粹に心理的な理由”の背後には、EC と日本の比較優位の変化、機構強化により自由化と管理化を同時に求める EC と、自由化・多角化・水平分業化を追求する日本、それぞれの通商政策上の課題の相違があった。そして、ニクソン・ショックによる国際通商体制の動揺は、両者の通商政策の方向性を全く対立するものとしてしまった。つまり、EC 委員会の交渉の重点が、機構強化による自由化からむしろ管理化に移ったのに対し、日本のそれは GATT の規定を主張することにより“自由・無差別・多角主義”的貿易を受動的に維持することになったのである。さらに、EC を統合体として強化しようとする EC 委員会の意図は、EC 域内の遠心力に乗じて、EC をむしろ国民国家の寄せ集めとして扱う日本の方針と齟齬するようになった。ここに両者の対立は決定的となり、最終的には共通通商協定の締結は放棄されたのである。

こうして当初の目的を達成することなく終結した1970年から73年にかけての対日 CCP は、統合の視点から見る場合、以下のような評価が下されよう。

第一に、それは過渡期終了後の統合理念そのものの内的緊張を表現していた。消極的統合を中心とした過渡期の EC 統合は、経済成長と域内相互依存の高まりに寄与したが、その利益を必ずしも均霑するものではなく、さらにその利益故に域内に経済的、政治的不安定をもたらした。ここに統合の成果を守り、さらに安定と成長を図るための積極的統合が求められたのである。しかし、過渡期の統合に規定された積極的統合は、その課題と処方箋の多様性故に自明の共通

95) Shonfield, A., “Reshaping the Economic World Order Relations between the European Community, the United States and Japan,” *Chronique de politique étrangère*, 26. 1973, pp. 48-53.

96) Namiki, N., “Future of the Economic Relations between Japan and the European Community,” *Rivista internazionale di scienze economiche e commerciali*, 20(8/9), 1973. pp. 758-785.

97) Rothacher, *op. cit.*, pp. 201-202.

解をもつものではなく、内部に緊張を抱え込むこととなった。そうした内的緊張の妥協として、対日 CCP は自由貿易と管理貿易の並列という形を取らざるをえないものとして出発した。

第二に、対日 CCP の推移は客観的条件の変化が統合にもたらした影響を体現していた。過渡期の EC 統合が世界経済の安定的な成長を背景として進められたことは対称的に、ハーグ以後の積極的統合は世界経済そのものが不安定化するなかで追求されることとなった。ニクソン・ショックが明らかにした世界経済の不安定化は、ハーグ理念のもつ内的緊張を増幅することとなり、内部の経済的、さらには政治的安定をはかるためにも第三国に対する管理化を強化することとなった。対日 CCP におけるセーフ・ガードの強調は、外生的不安定要因への EC 委員会の対応を具体的な形で示した。それは、EC 域内の遠心力の高まりに対する EC 委員会の回答ではあったが、日本との対立を激しくし、さらに域内からの反発をも招くものであった。

第三に、日本との交渉過程は EC 委員会の統合推進への意欲とその挫折を物語っていた。ハーグ理念の内的緊張、さらに世界経済の不安定化による EC 内部の遠心力の増幅に直面して EC 委員会が取った方針は、積極的統合の推進のために域内の矛盾を外に転化しようというものであった。客観的条件の変化に直面した EC 委員会は、その変化に適合的な統合路線を再構築するのではなく、ハーグの延長上に域内の妥協を図ろうとした。そのことは、しかしながら、遠心力を高めるものでしかなかった。何故なら、域内の妥協は全ての利害を取り込む形で図られ、同時に日本がそうした遠心力を利用したからである。つまり、域内の妥協を図り、第三国に矛盾を転化してでも積極的統合を進めようと行動した EC 委員会は、それ故に失敗を重ねることとなったのである。

EC 統合は、統合理念、客観的条件、そして EC 委員会の役割という三者の相互作用により、進展してきたのであり、対日 CCP の展開はそのこ

とを明らかにしている。それは、新機能主義が想定したような単線的発展経路を持つようなものではなく、各種の要因の絡み合いの中で進行する動態的な運動なのである。

こうした評価から見た場合、残された課題は何であったのか、それはいかなる限界に突き当たり、そして EC はいかなる理念と方針でこれに答えたのか、を概観しておこう。そのことは、現在進行中の EC 統合が、いかなる動態の中から導き出された、どのような性格のものであるのかを指摘することでもある。

共通通商協定締結の試みの放棄は、他面では選択的セーフ・ガードを GATT に組み込むという、東京ラウンドへ向けての EC 委員会の CCP が確定したことの結果であった。対日関係における特殊問題であったセーフ・ガードは、ニクソン・ショックにより提起された国際通商体制の再編成という課題に対する EC 委員会の解答に吸収される形で止揚されたのである。そして、GATT19条のセーフ・ガード条項を、より機動的にするために、その選択的適用を求める EC 委員会のセーフ・ガード改革案は、東京ラウンドの重要な交渉議題となった。

GATT19条セーフ・ガード措置は、同24条関税同盟、自由貿易地域規定そして1965年に追加された同第四部貿易・開発条項と並ぶ、“自由・無差別・多角主義”の原則からの例外である。セーフ・ガードとは、輸入の急増に際して、加盟国が一時的に輸入制限措置をとることを認めるものである。元来、自由化の行き過ぎに対する安全弁としてセーフ・ガードを GATT に盛り込むことにより、結果として戦後の貿易自由化は推進されたのである⁹⁸⁾。但し、セーフ・ガードを発動する際、その適用は無差別原則に基づいてなされることが GATT では規定されている。しかし、一般に輸入の急増は、全ての GATT 加盟国からの輸入によって起こるのではなく、むしろ特定国からの輸入によって引き起こされる傾向

98) 並木、前掲 1970b。

をもつ。その意味で、セーフ・ガードの無差別適用の原則は、硬直的ないしは非現実的なものであろう⁹⁹⁾。ECが批判し、改正を求めたGATTセーフ・ガードの欠点とは、この点にある。それはまた、セーフ・ガードの硬直性故に、GATT外での数量規制が拡大し、世界貿易に大きな位置を占めてきた¹⁰⁰⁾ことに對し、ECがそれをGATTの内に取り込もうとしたことの表れであった。

このECの試みを、GATTという機構の歴史の文脈において考えるなら、その意味するところは一層明確になる。GATTは、確かに一面では「より自由な貿易」を企図するものであったが、他方では世界経済の変化に柔軟に対応した故に、戦後の国際通商関係を律してきたのである¹⁰¹⁾。そして、そのような柔軟性はGATTが自由主義的秩序を導くように、自由貿易原則の例外措置をもって「管理された自由貿易」を実現してきたことによるであろう。ECの要求は、このGATTの管理機構の推進にあったと言える。その意味で、選択的セーフ・ガードを求めるEC委員会のCCPは、管理貿易と呼ばれるべきであり、単なる保護主義とは異なるものである。

しかし、東京ラウンドにおける交渉は、選択的セーフ・ガードに関して合意するまでには至らなかった。発展途上国の、そして、潜在的には日本、オーストラリア、カナダの反対によ

て¹⁰²⁾、1979年4月の東京ラウンド合意事項署名の段階でも合意には至らず、7月の本署名でも結局セーフ・ガード改革は見送られることとなった。その後、東京ラウンドとは別途交渉が続けられることとなった¹⁰³⁾。そして、選択的セーフ・ガードの確立は、東京ラウンド以後もEC委員会のGATT改革の主要な柱の一つとしてCCPの中心を成していた。1982年12月のGATT臨時閣僚会議¹⁰⁴⁾、1986年9月に始まるウルグアイ・ラウンドでも、ECの要求により、セーフ・ガード改革は交渉議題とされたが、未だ合意を得ていない。ここに、内部の多様性に手をつけないで、第三者の譲歩によりCCPの策定を進めようとしたEC委員会の方針の転換、即ち域内の多様性を収斂させる方針への転換を促す契機があった。

GATT改革が進行しない間、輸入急増がもたらす不安定に對してEC委員会は、輸出国(日本、そして後には新興工業国、NICs)の“輸出自主規制”を求める形でそれに対応してきた。しかし、そうした“輸出自主規制”のような流通面での管理化は、比較優位構造が変化したことへの対応としては受動的なものでしかない。

GATT改革を追求するCCPが何らの成果をあげることがなかったように、ニクソン・ショック、石油ショックを経て、域内面での統合も停滞することとなった。関税同盟の結成により域内関税・数量規制は廃止されたが、非関税障壁による域内市場の分割は未だ解決されないま

99) ある商品の供給者が特定国に限定されている場合にのみ、そうした無差別適用は有効となるであろう。例えば、1973年4月のイタリアによるテープ・レコーダーの輸入に對するGATT 19条セーフ・ガードの発動は、日本がその主要な供給者であったことにもよるであろう。註) 92を参照。

100) Gard, L. M. and J. Riedel, "Safeguard Protection of Industry in Developed Countries: Assessment of the Implications for Developing Countries," *Weltwirtschaft Archiv*, Band 116, 1980, Heft 3, S. 471-492.

101) O. ロング／落合淳隆、清水章雄訳『ガットと経済摩擦』敬文堂、1989年、は貿易の自由化追求と世界経済の変化への柔軟な対応、というGATTの二面性を示している。

102) Price, V. C., *Industrial Policies in the European Community*, London: Macmillan Press, 1981. pp. 5-9.

103) GATT, *The Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations*, Geneva: GATT, April. 1979, GATT, *The Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations II-Supplementary Report*, Geneva: GATT, January. 1980.

104) Hine, R. C., *The Political Economy of European Trade: An Introduction to the Trade Policies of the EEC*, Sussex: Wheatsheaf books, 1985, pp. 244-246.

までであった¹⁰⁵⁾。加えて、消極的統合がもたらした経済的不安定に対処するためにハーグで合意された積極的統合も、難問に突き当たることとなった。「完成」されたCAPは、ますます過剰農産物問題に悩まされることとなった¹⁰⁶⁾。「拡大」したECは、CAPとEC財政の改革を求めるイギリスという“身中の虫”を抱え込むこととなった¹⁰⁷⁾。「深化」するはずであった経済通貨同盟も、“ヘビ”の失敗という憂き目にあい、1979年に発足したEMSも未だイギリスの加盟していない不完全なものである¹⁰⁸⁾。さらに、EC市場に対応した“EC企業”を設立するための法的基盤を提供すべきEC共通会社法も、未だ制定されていない¹⁰⁹⁾。要するに、過渡期終了後のECの域内面における消極的統合は、関税同盟以上に進むことなく、又、消極的統合のもたらす不安定を緩和すべき積極的統合も混乱したままであり、域内面の混沌に対応するように域外関係面における積極的統合も失敗した。ここにハーグ以後のEC統合路線の反省を迫る契機があった。

さらに、日本との関係からもECは、その統合方針の再考を迫られることとなった。EC-日本共通通商協定交渉が、協定を締結することなく終了したのは、その交渉の最大の争点であった選択的セーフ・ガード問題が、EC委員会のCCPの中心的、一般的な課題となったことと表裏の関係にあった¹¹⁰⁾。しかし、そのことは日本との間の問題が消滅したことを意味するものではな

い。むしろECは、対日貿易収支の不均衡、日本の集中豪雨の輸出、日本市場の閉鎖性、という三つの課題への対応を迫られることとなる¹¹¹⁾¹¹²⁾。

1974年以後のEC委員会の基本的な対日方針は、日本市場の開放を第一とし、これによって対日貿易収支赤字を解消せんとするものであり、日本の集中豪雨の輸出に関しては、EC各国と日本との個別の交渉、それによる“秩序ある輸出”ないしは“輸出自主規制”を是認、支持するものであった¹¹³⁾。そして、1976年欧州歴訪中の経団連使節団に対して、EC委員会並びにEC各国が対日関係に関する不満を集中した、いわゆる“土光ショック”が生じた。“土光ショック”にはじまるEC-日本貿易摩擦は、1978年EC-日本共同宣言で、市場開放努力と有効需要喚起策により日本が“機関車”の役割を担う、というマクロ的“国際協力”の言質により一旦沈静化した。しかし、ECの対日貿易収支赤字は解消することなく、さらに第二次石油危機によって、日本の貿易収支も赤字となった。そして、1980年を境にして、EC委員会の基本方針は、EC産業再編成のための息継ぎ期間を確保するために、日本にEC全体向けの“輸出自主規制”を求めるものに変化した¹¹⁴⁾。こうしたEC委員会の対日CCPは、1983年2月日本による10品目(VTR, 自動車, NC工作機械, テレビ等)の“輸出自主規制”を引き出すことに成功した。

こうしたEC委員会の対日CCPも、流通面からの対応であることは明らかである。しかも、

105) EC委員会「域内市場白書」1985年6月(田中素香訳, EC経済研究, 東北EC研究会資料, 第1号, 1988年2月)4-5頁。

106) *EC-Bull.* 12-80, pp. 25-26.

107) Swann, D., *The Economics of the Common Market*, 6th ed, London: Penguin Books, 1988, pp. 32-37. & pp. 75-79.

108) 田中, 前掲書 同上, 島崎, 前掲書 同上。

109) Vaughan, D. ed, *Law of the European Communities*, London: Butterworths. 1986. p. 1017.

110) 日本の貿易自由化の進展が、ECの当初の課題の一つであった協定締結による貿易の相互自由化という課題を陳腐化させたことも、その理由の一つに挙げられよう。

111) Korte, *op. cit.*, S. 31-40.

112) 日本の台頭は、国際経済秩序の維持にとって重要な課題となって来ており、そのことはECにとっても等しく言えることであった。Hallstein, *op. cit.*, S. 257-258, S. 265-267.

113) *EC Official Journal* C 29, 18. 3. 1974. これは、域内の妥協が遠心力を高めることを示す最適な例であろう。

114) Meynell, B., “Relations with Japan: The Problem and the European Community's Response,” in Tsoukalis, L. & M. White, eds., *Japan and Western Europe*, Ch. 7. London: Frances Pinter, 1982.

その間に EC と日本の国際競争力格差は、縮小するよりもむしろ拡大したのである。そのことは、1970年当時はほぼ均衡していた EC の対日貿易が、1985年には約170億 ecu の赤字(1981年に加盟したギリシャを加えた10カ国の合計)を計上し、輸出／輸入比率も 37.2%へと悪化したことによって示される。日本問題は、まさしく EC 産業の再編成問題として提示されることとなり、それもまた EC 統合路線の転換の契機となった。

過渡期の EC 統合のもたらした不安定、並びに、ニクソン・ショックにより示された世界経済の不安定、この両者に対して、まず第一に安定を図る EC の統合路線は、域内、域外両面で挫折した。そしてこの間、二度の石油危機により、EC の経済的停滞、アメリカ、日本に対する相対的な立ち遅れは決定的なものとなった。しばしば言われた“欧州動脈硬化症”という言葉は、そうした EC 経済の状況を象徴的に表していた。ここに、EC 統合路線の転換が求められることとなり、それは生産面での再編成を最大の課題とするものであった。この EC の能動的対応の一つが単一欧州議定書に基づいて、現在進行中の1992年末までに域内市場を完成させる計画なのである。それは、域内市場における諸商品(財、サービス、生産要素)の移動の自由化を通じて産業の再編成を図るものであり、市場機構の強化、敷衍化を意味している。こうした変化の背後に、EC 各国のケインズ主義から新保守主義へのイデオロギー上の転換があったことは、周知のところである¹¹⁵⁾。

そして、現在のところ“域内市場完成計画”が前面に出て来ているが、EC の生産面での再編成の試みは市場機構のみにたよるものではない。一方に、市場機構を重視した“域内市場完成計画”があるとするなら、他方では、それと対になって市場の外から生産面での再編成を図る試みが、具体的には、EC 共通産業政策の進展

が見られる。すでに1970年代初頭に、共通産業政策の試み、欧州企業の育成の試みが見られたが、1970年代には確たる成果を上げえなかった。1970年代の EC 共通産業政策は、むしろ、鉄鋼、造船といった不況産業における過剰生産設備の EC レベルでの整理が主体であった¹¹⁶⁾。EC レベルで戦略産業を育成する試みが具体化するの、ようやく1984年の欧州情報技術研究開発戦略(European Strategic Program for Research and Development in Information Technology, ESPRIT)¹¹⁷⁾に至ってからである¹¹⁸⁾。

域内面での消極的統合、積極的統合の新たな展開は、それ自身新たな CCP の展開を求めるものとなる。具体的には、共通アンチ・ダンピング法の活用、相互主義の要求等である。これらは、一見すると保護主義的色彩の強い措置であるが、同時に、域内における自由化と対になっている¹¹⁹⁾。そして、域内自由化を伴う域外差別は、残余世界からの直接投資を促し、もって EC 経済の活性化、強化をもたらしうる性格を有する。それ故、さらに CCP は貿易のみならず、直接投資に対する EC 共通規則を必要とするのである¹²⁰⁾。

GATT の改革を求める EC 委員会の CCP は、何らの成果を納めることもできず、また対日 CCP も危機管理的にしか成果を挙げえなかった。加えて、EC 経済の生産面における停滞、立ち遅

116) 田中、前掲書 第7章 産業政策。

117) *EC-Bull.* 2-84. pp. 34-37.

118) ESPRIT に代表される戦略的な産業の育成のための EC 共通産業政策は、市場の外で資源配分を図るものであるが、その目的とするところは、新技術の開発・研究といった市場が供給しえない財の供給にある。その意味で、それは市場と競合関係にあるのではなく、むしろ補完の関係にある。

119) 域内自由化の進展は、望むと望まざるとにかかわらず、必然的に域外差別の強化を伴うものである。残余世界は、EC 加盟国に認められている“自由”を制限されるからである。

120) 直接投資に対する EC 共通規則の制定は、もちろん域内に新たな対立を引き起こす可能性を持つ。イギリス製日産車のフランスへの輸出をめぐる英仏の対立は、このことを明示している。

115) Hoffmann, S., “The European Community and 1992,” *Foreign Affairs*, 1989, Fall. pp. 29-47.

れが、EC 統合路線の再考を迫るものであった。過渡期に進められた消極的統合を、サービス、生産要素を含む諸商品の流通の自由化というより高度な次元で今一度追求する“域内市場完成計画”，そして、市場の外から生産面の再編成を図る EC 共通産業政策の進展は、まさしくそうした課題への具体的解答である。それは、EC 経済の危機と第三国、特に日本との関係から規定され、ハーグ以後の EC 統合方針の限界に対する反省から招請されたものであり、EC 各国のイデオロギーの変化を背景としているのである。もちろん、この新たな EC 統合路線がどの程度成功を納めるものであるかは、未だ不確実なところであるが、それは同時に、CCP の新たな展開を伴うものでもある。

結びにかえて

本稿における研究は、EC 統合を見る場合の基本的な分析視角を明らかにした。即ち、客観的課題に対応して出された統合理念の内容、それが内包する問題、そうした統合理念が現実に追求される場合の客観的条件とそれが統合過程に与える影響、そして、統合の推進主体である EC 委員会とそれに対峙又は協調する加盟国、各種の機構、第三国等といった域内、域外の諸勢力の行動、これらの軸心がいかなるものであり、どのように絡まり、相互作用を及ぼすものであるのか、といった視角が、EC 統合の動態の具体的分析を可能にする。

本稿では、具体的に1970年から73年に至る対日 CCP を通じて EC 統合の動態を分析した。本稿の分析は、EC 統合というものが、統合に作用する諸要因の複雑な錯綜の中、それらが相互に影響しあいながら進むものであることを示した。そして、EC 統合が“欧州の要塞化”を目指すも

のであるとか、“世界的自由貿易”へと至る過程の一段階であるという、EC 統合のある一面を単純に強調する観念的見解を否定するものである。具体的事実に即した本稿の研究は、EC 統合は新機能主義が期待したような単線の発展経路をもつようなものでなく、ある種の動態的な運動であることを示した。

本稿で特に注目した CCP は、EC 統合が関税同盟を基礎に欧州統合を進めようとする試みであることから、その根幹の一つをなすものである。それ故、通商政策面から EC 統合を具体的に分析することの意義は、大いに強調されるべきであろう。しかるに、この分野における研究は、未だ十分な成果を上げているとはいいがたい。その中であって、ハイン(Hine, R. C.)の業績¹²¹⁾は、CCP を最も体系的に取り扱ったものとして、高く評価できるものである。しかし、彼の研究は、もっぱらロメ協定や EFTA との関係に代表される“通商協定の階層”¹²²⁾と呼ばれるものに重点を置いたものである。つまり、CCP が最も成果を上げた分野の分析なのである。その意味で、CCP が失敗し続けた対日関係を扱った本稿は、CCP 研究の間隙を埋めるものであると言える。さらに、“日本問題”が1970年代以降の世界経済の中心的課題の一つとなり、EC 統合に対しても陰に陽に影響を与えてきたことから、本稿の意義が見出されよう。

もちろん、本稿が1970年代初頭を中心とした分析であるという限界を持つことは否定しえない。それ故、石油危機以降停滞したと言われる1970年代後半から1980年代前半に至る EC 統合の性格、そして、現在進行中の“域内市場完成計画”に代表される EC 統合の特徴を、本稿で得られた分析視角から明らかにすることが、次稿の課題となるであろう。

121) Hine, *op. cit.*

122) *ibid.*, pp. 95-99.